

3 裁判外での紛争処理の全般的状況

3.1 主な調査結果等

法的紛争一般の動向としては、今後、社会内に潜在化していた法的紛争が顕在化するなどして法的紛争が増加し、また、紛争の複雑化・多様化・先鋭化が進む方向にあるものと評価できるが、こうした紛争をその内容や程度に応じて適切・迅速に解決するには、裁判所だけではなく、ADRや保険制度をはじめとした社会内の紛争解決制度がバランスよく整備され、裁判所とも適切に役割分担をしながら機能することが望まれる。

以上のような観点からすれば、特に紛争解決のプロセスに大きな影響を及ぼすADRと保険制度について、諸外国の状況とも比較しつつ、その全般的な状況を把握し、分析を加えることが有益であると考えられ、検証検討会においても、これらを重点的に調査・研究する方針が示されたところである。

そして、検証検討会では、ADR及び保険制度の調査としてADR全般ヒアリングを実施するとともに、検証検討会事務局において、保険制度に関する基礎調査、フランス、ドイツ及びアメリカにおける国外基礎調査を実施し、また、各種の統計資料等を収集したところである。

そこで、以下においては、裁判外での紛争処理の全般的な状況につき、上記の調査結果を検証検討会事務局において収集した統計資料等と併せて整理することとする。

3.1.1 ADRの状況

いわゆる広義のADRである各種相談機関には多数の相談が寄せられているが、相談を通じて何らかの解決に至る場合も多く、各種相談機関は、紛争解決のプロセスにおいても重要な役割を果たしている。

民間・行政型ADRについては、認証ADRや弁護士会ADRが各地に設置されるなど、多数のADRが創設されているが、一般的な民間型ADRは、司法型ADRである民事調停と比較すると事件数も少なく、活発に利用されているとはいえない。他方、交通紛争や公害紛争をはじめとする特定の分野については、個別に紛争解決機関が整備されており、近時では、筆界特定制度、国民生活センターADR、金融ADRなど、専門性が高い分野や行政との関わりが強い分野などで、比較的利用が活発なADRも見られる。また、家事紛争の分野では、急速な少子高齢化等の影響を受け、法的紛争の増加や複雑化・先鋭化が見込まれるが、民間・行政型ADRは特に発展していないのが現状である。

司法型ADRについては、民事調停と家事調停の制度がそれぞれ整備されているが、民事調停は、民間・行政型ADRの利用状況と比較しても非常に多数の紛争を処理しており、家事調停は、家事紛争を対象とする民間・行政型ADRが発展していない中で、紛争解決の中心的手続となっており、いずれも簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしている。

また、ADR発展の背景事情を把握するには、諸外国の事情と比較することが有益であるが、特にアメリカでは、訴訟手続に要する費用や民事陪審における判断の不確実性などを背景にADR全般の発展が見られる。

3.1.1.1 相談機関の活動

ADR法では、ADRを「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」と定義している（ADR法1条括弧書き）。

この定義に従えば、紛争解決プロセスのうち、いわゆる相対交渉はもとより、各種相談機関における相談も「ADR」には含まれないこととなるが、前記2.1.1.1及び2.1.2.3(3)において紹介したとおり、市役所、消費生活センター、法テラス等の各種相談機関には相当数の相談が寄せられるとともに、事案の性質に応じて、法テラスや弁護士会の法律相談を紹介するなど、紛争の適切な振り分けが行われており、各種相談機関の活動は、裁判外での紛争処理に大きな影響を及ぼしている。したがって、ADRの状況を検討するに当たっては、各種相談機関における相談のプロセスも、広義のADRとして検討の対象に含めるのが相当と考えられる¹。

そこで、ADRの状況については、まず、広義のADRとして各種相談機関における紛争処理の実情を概観すると、各種相談機関には多数の相談が寄せられているが、その多くが相談を通じて何らかの形で解決ないし終局に至っている実情が見られるところであり、各種相談機関の役割は、裁判外での紛争処理という観点からも大きいものがあるといえる。

そこで、以下では、国内実情調査において指摘された各種相談機関における紛争処理の実情について整理する。

○ 相談機関における紛争処理の実情

国内実情調査においては、以下のような事実関係が指摘された。

（市役所での聴取内容）

- * 市役所における相談業務は、基本的には相談者が助言を受けて自主的に解決することを想定しており、一般相談の半数程度が助言のみによって解決されている。

（消費生活センターでの聴取内容）

- * 消費生活センターの相談業務は、消費者の自立支援を目的としているため、大多数の相談者は、消費生活センターにおける助言を参考に、事業者との自主交渉による解決を図っている。各消費者センターにおいては、多くの事案が相談のみで処理されている。
 - * 自主的な解決が困難な事案については、消費生活センターによるあっせんが行われるが、あっせんが行われた事案の割合は、A市の消費生活センターでは約5%、都内の消費生活センターでは約9%であった。なお、あっせんが行われた事案については、約95%が合意により解決されている。
 - * 国内実情調査において訪問した各消費生活センターにおける相談の結果については、表1のとおりであり、多くの相談案件が助言ないし情報提供によって終了している。
- （商工会議所での聴取内容）
- * 商工会議所においても、当事者間での話し合いによる解決を試みるよう勧めることが多く、助言により解決に至る場合が多い。

【表1】消費生活センターの相談結果

東京都内にあるセンター

	平成21年度		平成22年度	
	件数	構成比	件数	構成比
他機関紹介	271	6.0%	167	3.7%
助言	2,948	65.0%	3,332	72.9%
情報提供	831	18.3%	561	12.3%
あっせん解決	393	8.7%	398	8.7%
あっせん不調	30	0.7%	19	0.4%
処理不能・不要	63	1.4%	96	2.1%
合計	4,536	100.0%	4,573	100.0%

値は平成23年6月23日現在のものである。

B市（地方部の県庁所在地）にあるセンター

	平成22年度		平成23年度	
	件数	構成比	件数	構成比
他機関紹介	286	13.8%	168	12.2%
助言	1,258	60.9%	791	57.4%
情報提供	268	13.0%	252	18.3%
あっせん解決	187	9.1%	126	9.1%
あっせん不調	22	1.1%	21	1.5%
処理不能・不要	44	2.1%	20	1.5%
合計	2,065	100.0%	1,378	100.0%

¹ 山本和彦ら・前掲1.5.2脚注7・9頁においても、相談について、ADRの定義には当てはまらないことを前提にしつつ、「合意に基づく紛争解決方法として非常に重要な役割を担っていることに疑いはない」として、これを「広義のADR」として議論の対象にするとしている。

(法テラスでの聴取内容)

* 国内実情調査において訪問した各法テラスにおける法律相談援助の結果については、【表2】のとおりであり、多くの相談案件が相談によって処理されている。

【表2】法テラスにおける法律相談後の処置

A市(地方部の県庁所在地)にある法テラス

年度	平成22年度	平成23年度
相談のみで終了	1,919	1,743
相談継続	703	817
審査付議・受任	6	686
審査付議・受任しない	1	1
弁護士会・司法書士会紹介	1	1
相談打ち切り	4	10
他機関紹介	0	1
私選受任	24	10
その他	1	3
合計	2,659	3,272

平成23年度は、平成24年1月18日までの件数

E市(政令指定都市)にある法テラス

年度	平成22年度	平成23年度
相談のみで終了	1,334	1,495
相談継続	638	810
審査付議・受任	452	566
審査付議・受任しない	3	3
弁護士紹介	0	1
相談打ち切り	0	0
他機関紹介	3	1
私選受任	52	20
その他	30	6
合計	2,512	2,902

ただし家事事件に関する結果である。

3.1.1.2 民間・行政型ADR全般の動向

一般に、ADRは、運営者を基準に、裁判所が設置・運営する「司法型ADR」、行政機関が設置・運営する「行政型ADR」、民間の機関が設置・運営する「民間型ADR」に分類される²。そして、検証検討会においては、民間・行政型ADRの全般的な状況について、ADR全般ヒアリングとして、民間型ADRである認証ADR及び弁護士会ADRと、行政型ADRである筆界特定制度とを対象に、各担当者³からヒアリングを行った。また、ADRについては、古くは交通紛争や公害紛争の分野において、制度の整備・発展が見られてきたところであり、近時は、医療ADR、建築ADR、PLセンター、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)のADR、金融ADRなど多様なADR機関が整備されている。

そこで、以下では、ADR全般の状況を把握するため、ADR全般ヒアリングの結果を整理するとともに、上記の各ADR機関について、制度整備の経緯やADR機関の概要等を社会的要因の検証に必要な範囲で概観することとしたい(なお、医療ADR及び建築ADRについては、紛争類型別の検討(後記4.1及び4.2)において検討する。)

(1) 認証ADRの全般の状況

ADR全般ヒアリングにおいては、以下の事実関係が指摘された。

○ 認証制度の概要

* ADRが国民にとって裁判と並ぶ選択肢となるようその拡充活性化を図るため、平成16年にADR法が制定され、平成19年に認証制度(民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介の業務を対象として、これを行う民間事業者の申請に基づき、法務大臣が認証の基準・要件への適合性を審査して認証する制度)が導入された。

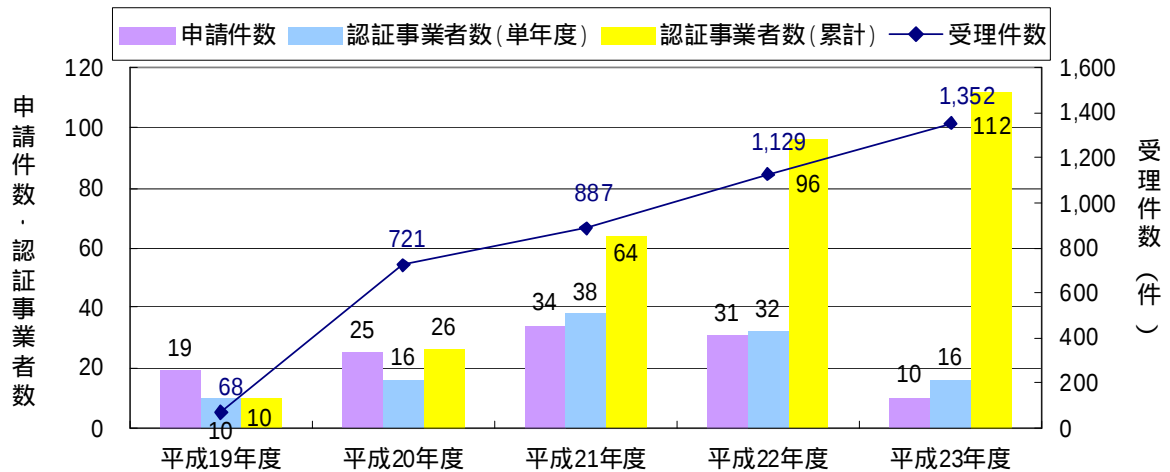
² 前掲1.5.2脚注7参照。なお、民間型ADRについては、相手方当事者からの財政的・法律的独立性を指標とし、相手方当事者と密接な関連のある者(業界団体等)がADRを運営する場合を「業界型ADR」(各PLセンター、金融ADR等)、そのような関連性がない場合を「独立型ADR」(弁護士会ADR等)、両者の中間的なもの(財政負担は業界によっているが、ADR手続の実施運営については弁護士会に委ねるもの)を「接合・中間型ADR」(交通事故紛争処理センター等)に分類される(山本和彦ら・前掲1.5.2脚注7・212頁参照)。

³ 認証ADRについては法務省大臣官房司法法制部担当者、弁護士会ADRについては日弁連ADR(裁判外紛争解決機関)センター担当者(弁護士)、筆界特定制度については法務省民事局担当者から、それぞれヒアリングを実施した。

○ 活動状況

- * 平成 25 年 2 月 1 日時点で 122 の事業者が認証を受け、120 の事業者（2 事業者は業務を廃止）が認証事業者として活動しており⁴、民事一般、製造物責任、労働関係、土地の境界、夫婦関係等、多様な紛争が取り扱われている。
- * 認証申請件数、認証事業者数、これらの事業者における事件の受理件数の推移は【図 3】のとおりであり、認証事業者数、受理件数ともに増加している（ただし、認証申請件数は、近時減少傾向が見られる。）。

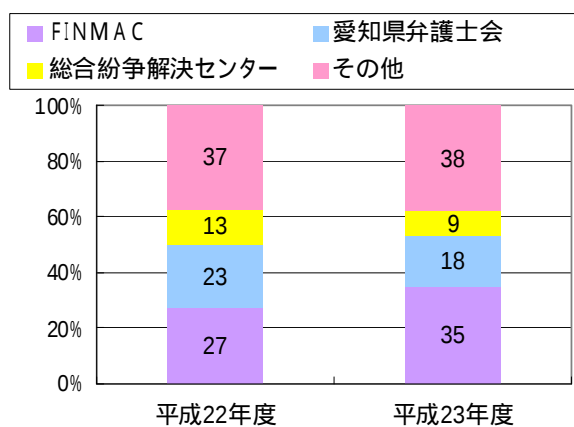
【図 3】 認証申請件数、認証事業者数及び受理件数の推移



法務省大臣官房司法法制部の資料による。

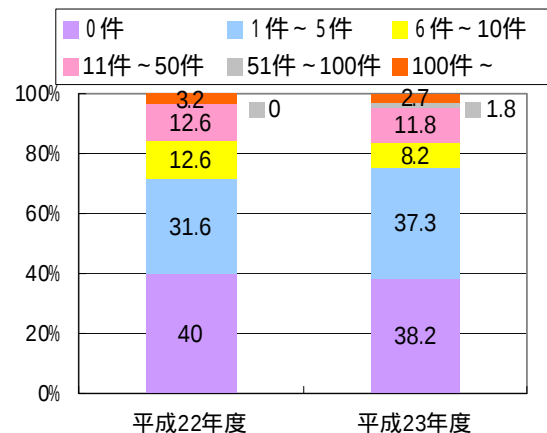
- * また、全受理事件数に占める上位 3 機関の割合は【図 4】のとおり、受理件数ごとの認証事業者の割合は【図 5】のとおりであり、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）、愛知県弁護士会紛争解決センター、公益社団法人総合紛争解決センターの上位 3 機関が全体の約 65%を占め、年間の受理件数が 0 ～ 5 件の認証事業者が全体の 7 割を超えている。

【図 4】 全受理事件数に占める上位 3 事業者の割合



法務省大臣官房司法法制部の資料による。

【図 5】 受理件数ごとの認証事業者の割合(単年度)



法務省大臣官房司法法制部の資料による。

⁴ 認証ADRホームページ(かいけつサポート認証紛争解決サービス)参照。

(2) 弁護士会ADR

ADR全般ヒアリングにおいては、以下の事実関係が指摘された。

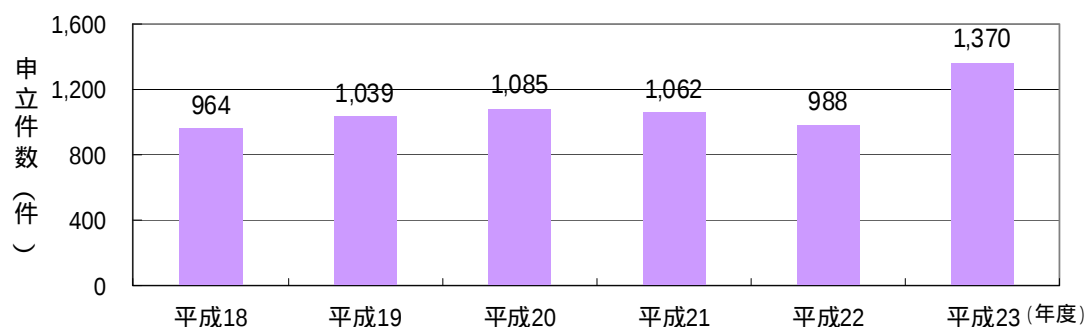
○ 弁護士会ADRの概況

- * 日弁連では、平成13年6月に、ADRに関する調査研究、各弁護士会の裁判外紛争解決機関の連絡・調整を目的として、「ADR（裁判外紛争処理機関）センター」（平成18年11月に「ADR（裁判外紛争解決機関）センター」に名称変更、以下「日弁連ADRセンター」という。）を創設し、平成2年に第二東京弁護士会で始まった弁護士会ADRの取組の全国的な普及促進、全国の弁護士会に対するADRの実務面についての積極的な情報提供、ADR関連の法制度に関する提言等を行っている。なお、日弁連ADRセンターは、ADR機関を運営しているわけではなく、全体の連絡調整を図る機能を果たしている。
- * 弁護士会ADRは、その機関の名称（仲裁センターや紛争解決センター）にかかわらず、ほとんどが和解のあっせんを行っており、いわゆる仲裁法上の仲裁は年間10件程度である。
- * 日弁連ADRセンターでは、特殊なADRの設置への取組や行政型ADRへの弁護士の推薦を行っている。例えば、医療ADRに対する需要の現在及び将来の動向を考え、平成20年から8高裁所在地近辺の弁護士会ADRに医療ADRを設置するための準備活動及び支援を行っており、これまでに、愛知県、大阪、仙台、東京三会、札幌、岡山、福岡県、広島、愛媛の各弁護士会の弁護士会ADRにおいて医療ADRが設置された。また、平成22年10月1日に金融ADR制度が開始されたことに伴い、指定紛争解決機関の存在しない多数の金融機関や金融機関団体が弁護士会ADRと協定を締結している。さらに、地デジADR（地上デジタル放送への移行に伴う民事的な紛争の解決のために総務省テレビ受信者支援センターが行った受信障害対策紛争処理事業）に調停委員等として182名の弁護士を推薦し、原子力損害賠償紛争解決センターにも、多くの弁護士を仲介委員に推薦している。

○ 事件動向

- * 平成24年9月1日時点で、全国52の弁護士会のうち、31の弁護士会において34の弁護士会ADRが設置されている。
- * 弁護士会ADR全体の申立件数は、【図6】のとおり、おおむね年間1000件前後で推移しており、平成22年度は988件であったが、平成23年度は1370件に増加した。これは、仙台弁護士会が、震災ADRを立ち上げ、大量の申立てを受け付けたため、申立件数が前年度よりも400件以上増加したことが主たる要因と考えられる⁵。

【図6】 弁護士会が運営するADR機関の状況



日弁連ADRセンター「仲裁統計年報(全国版)2011年度(平成23年度)版」による。

⁵ 日弁連ADRセンター「仲裁統計年報(全国版)2011年度(平成23年度)版」 頁(「はじめに」)参照。

(3) 筆界特定制度

A D R全般ヒアリングにおいては、以下の事実関係が指摘された。

○ 筆界特定制度の概要

- * 筆界特定制度は、筆界特定登記官が、土地所有者からの筆界特定の申請（法務局又は地方法務局の筆界特定登記官に対する申請）により、筆界調査委員の職権による調査に基づく意見や申請人及び関係人の意見陳述等を踏まえ、現地における「筆界」の位置について判断する制度である。
- * 筆界特定制度が創設されるまでは、紛争解決のためには境界確定訴訟を提起するしかなかったが、証拠収集方法が画一でない、隣人関係が悪化する、時間がかかる、経済的負担が大きい、判決を得ても現地で再現できないことがあるなどの問題点が指摘されていた。そこで、平成 15 年、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示され、この中で地図の迅速な整備を実施するために、法務局が筆界の確定に関与するための法整備を行うこととされ、平成 18 年 1 月に筆界特定制度が創設された。
- * 制度の特色として、筆界特定登記官らの専門家による判断がされること、比較的安価なコスト（申請手数料と測量費用）で利用できること、資料の収集等も含めて法務局が職権で手続きを進行するため迅速な判断が得られること、筆界特定がされれば登記と連動する（登記簿に筆界特定がされた旨が記載される）ことなどが挙げられる（なお、筆界特定の結果に対しては不服申立てができないため、不服がある場合は境界確定訴訟を提起する必要がある。）。

○ 事件動向

- * 筆界特定制度の事件動向は、【表 7】のとおりである。新受件数は、平成 18 年が 2790 件、平成 22 年が 2302 件、平成 23 年が 2326 件と微減傾向にはあるが、制度開始当初の予測の 2 倍以上の申立てがされている（なお、境界確定訴訟の新受件数は【図 8】のとおりであり、統計が残っている平成 10 年は 761 件であったが、平成 19 年以降は 400 件前後で推移している。）。

【表 7】筆界特定制度の状況

事件動向の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新受	2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326
既済	731	2,426	2,758	2,476	2,636	2,351
未済	2,059	2,323	2,057	2,160	1,826	1,801

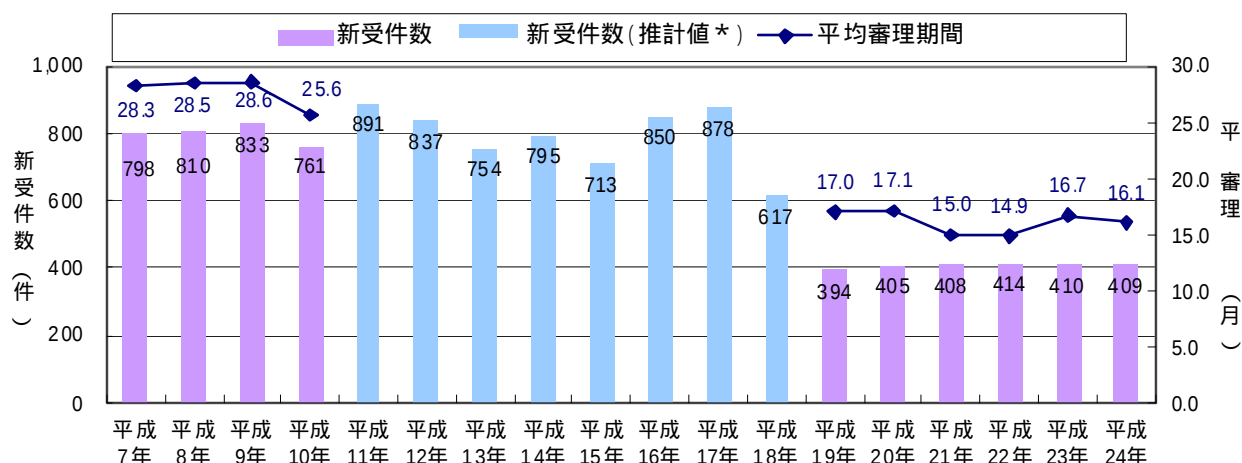
終了区分別事件数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
筆界特定	343	1,530	1,700	1,479	1,630	1,495
取下げ・却下	388	896	1,058	997	1,006	856

法務省「登記統計年報2011」による。

- * また、平成 22 年度の筆界特定制度の平均処理期間は 8.6 月（境界確定訴訟の平成 24 年の平均審理期間は 16.1 月）である。

【図 8】 境界確定訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移



平成 11 年から平成 18 年までの全国の新受件数は統計データがないため、平成 18 年までの東京地方裁判所（本庁）における新受件数の統計データをもとに推計した。
 具体的には、平成 7 年から平成 10 年までの各年について、同地方裁判所における新受件数に対する全国における新受件数の比率を算出し、その平均値を平成 11 年から平成 18 年までの各年の同地方裁判所における新受件数に乗じて算出した。

(4) 交通 ADR⁶

○ 制度整備の経緯

- * 昭和 40 年代にモータリゼーションが進展する中で交通事故が激増し、昭和 45 年には、交通事故（人身事故）の発生件数が 71 万 8080 件、死者数が 1 万 6765 件（史上最多）、負傷者数が 98 万 1096 人（うち重傷者数は 12 万 6715 人）に達した（平成 23 年では、交通事故発生件数が 69 万 1937 件、死者数が 4612 人、負傷者数が 85 万 4493 人（うち重傷者数が 4 万 8644 人）となっている。）⁷。
- * 交通事故の激増を受け、交通紛争も激増していたが、訴訟には費用や時間がかかるといった問題や、被害者の法的知識が必ずしも十分ではなかったことなどからいわゆる示談屋が横行するといった問題が生じていたことを背景に、迅速かつ適正な紛争解決を図る機関の整備・充実に対する要請が高まり、交通紛争についての裁判外紛争解決の仕組みが整備された。
- * 具体的な制度整備の経緯は、以下のとおりである。
 - 昭和 30 年 自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）が施行され、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の制度が開始された。
 - 昭和 39 年 自動車保険料率算定会が損害保険料率算定会から分離・独立して設立された。なお、平成 14 年に両算定会が統合し、損害保険料率算出機構が創設された。
 - 昭和 42 年 財団法人日弁連交通事故相談センターが設立され、昭和 52 年から示談あっせん業務が開始された。
 - 昭和 48 年 交通事故裁定委員会が発足し、昭和 53 年に財団法人化され、財団法人交通事故紛争処理センターが設立された。
 - 平成 14 年 自賠法改正に伴い、指定紛争処理機関として財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構が設立された。

⁶ 交通 ADR の概要については、日弁連 ADR センター編「日弁連 ADR センター双書 2 交通事故の損害賠償と ADR」（弘文堂、平成 22 年）、日弁連・前掲 2.1.2.1 脚注 12（弁護士白書 2012 年版）、古笛恵子「交通事故における ADR の現状と課題」ジュリスト 1403 号 70 頁（平成 22 年）等の文献や、各 ADR 機関のホームページを参照した。

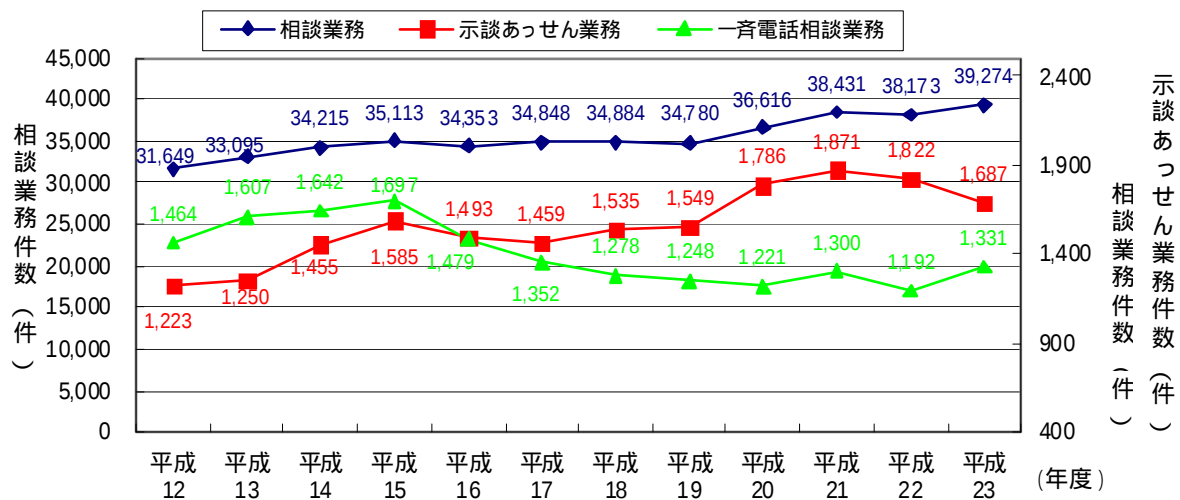
⁷ 警察庁交通局「平成 23 年中の交通事故の発生状況」（平成 24 年）2 頁参照。

○ 各ADR機関の概要

＊ 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

- ・ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターでは、本部（東京）と全国 54 の支部の下、約 170 の相談所を展開し、無料での法律相談事業、示談あっせん・審査事業⁸が行われている。
- ・ 事業実績は【図 9】及び【表 10】のとおりであり、近時は、年間 4 万件近い相談案件（一斉電話相談を除く）を受け付けるとともに、1500 件を超える示談の申立てを受け付け、1200 件を超える事件で示談が成立している。なお、審査件数は年間 10 件程度（平成 23 年度の受理件数は 14 件、成立件数は 13 件）である。

【図 9】 公益財団法人日弁連交通事故相談センターの業務件数の推移



日弁連「弁護士白書(2005年版～2012年版)」による。

【表 10】 公益財団法人日弁連交通事故相談センターの示談あっせん事案の終結概況

年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
示談成立	1,286	1,452	1,515	1,567	1,421
打切り	179	229	209	200	176
取下げ	85	77	122	97	108
合計	1,550	1,758	1,846	1,864	1,705

日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

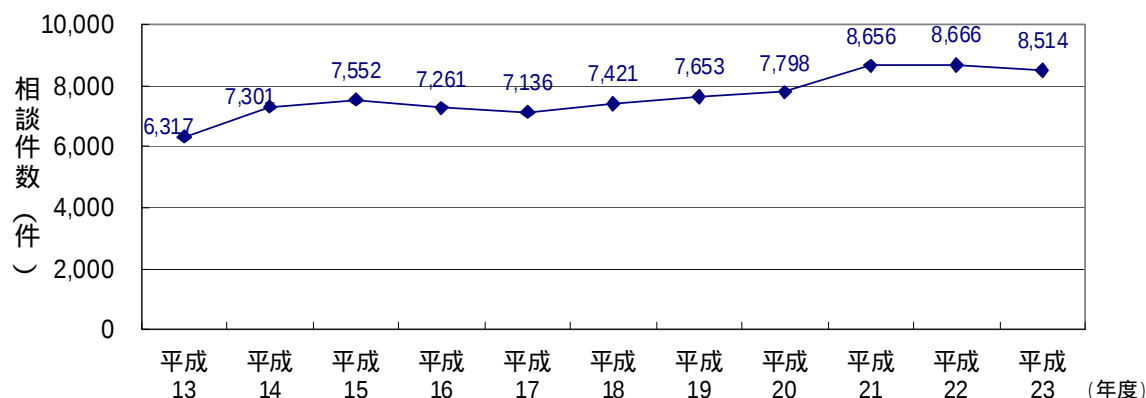
＊ 公益財団法人交通事故紛争処理センター

- ・ 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、本部（東京）と各高裁所在地の 7 箇所に設置された支部のほか、さいたま市と金沢市に相談室を設置し、無料での法律相談、示談あっせん及び審査手続⁹が行われている。
- ・ 事業実績は【図 11】及び【表 12】のとおりであり、近時は、年間 8000 件を超える新規の相談（その大部分は示談あっせん依頼）を受け付けており、年間約 7000 件があっせんにより和解が成立している。また、【表 13】のとおり年間 600 件程度の事案が審査を経て和解に至っている。

⁸ 示談あっせんが不調に終わった場合、同センターと協定を結んでいる共済組合（提携共済）が加害者側の代行をしている案件について、被害者は審査を申し立てることができ、提携共済は、審査委員会が作成する評決書を尊重する義務を負う。

⁹ 示談あっせんが不調に終わった場合、相談者は審査を申し立てることができ、審査会の裁定に相談者（審査の申立人）の同意が得られれば和解が成立する（相手方の保険会社は裁定を尊重する義務を負う。）。

【図11】 公益財団法人交通事故紛争処理センターの相談件数の推移



日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

【表12】 公益財団法人交通事故紛争処理センターにおけるあっせんによる終結件数

年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
和解成立	5,811	5,976	6,821	7,036	6,952
司法手続指導, 法テラス・ 弁護士会への紹介	75	40	37	10	22
損害額算定, 解決手続教示	136	119	90	86	79
あっせん不調, 取下げ	831	739	716	736	754
その他	158	175	164	166	235
合計	7,011	7,049	7,828	8,034	8,042

日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

【表13】 公益財団法人交通事故紛争処理センターにおける審査による終結件数

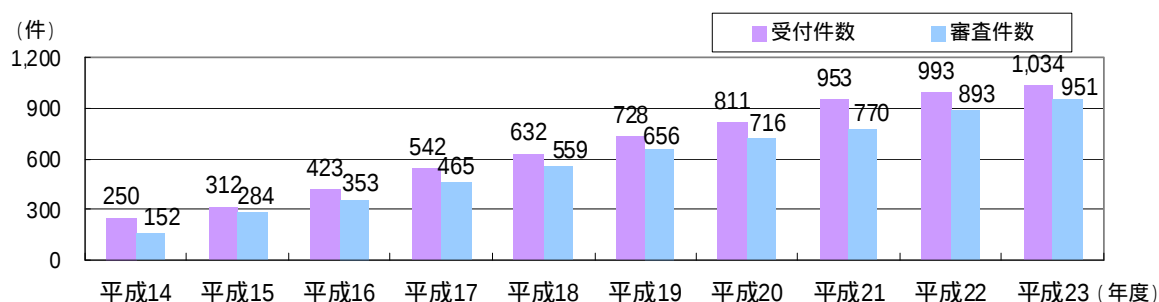
年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
和解成立	582	567	626	663	621
不同意, 取下げ	44	33	41	39	34
その他	1	0	3	0	2
合計	627	600	670	702	657

日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

★ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

- ・ 自賠責保険の損害調査については, 損害保険料算出機構の自賠責保険損害調査センターにおいて損害調査が行われており, その調査結果に対しては異議申立てが可能であるが, これとは別に, 平成14年の自賠法改正により, 保険金の支払に関する紛争の調停を行うことを目的に, 指定紛争処理機関の制度が設けられ, 財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構が指定紛争処理機関の指定を受けた(なお, 自賠法上は「調停」の文言が用いられているが, 実際には書面での審査が行われている。)
- ・ 事業実績は, 【図14】のとおりであり, 受付件数及び審査件数は増加している。なお, 審査により変更された件数は, 【表15】のとおり, 近時は100件前後で推移している。

【図14】 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構の受付件数及び審査件数の推移



一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構「平成23年度事業報告(抜粋)」による。

【表15】 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における有無責・後遺障害別の変更件数等の推移

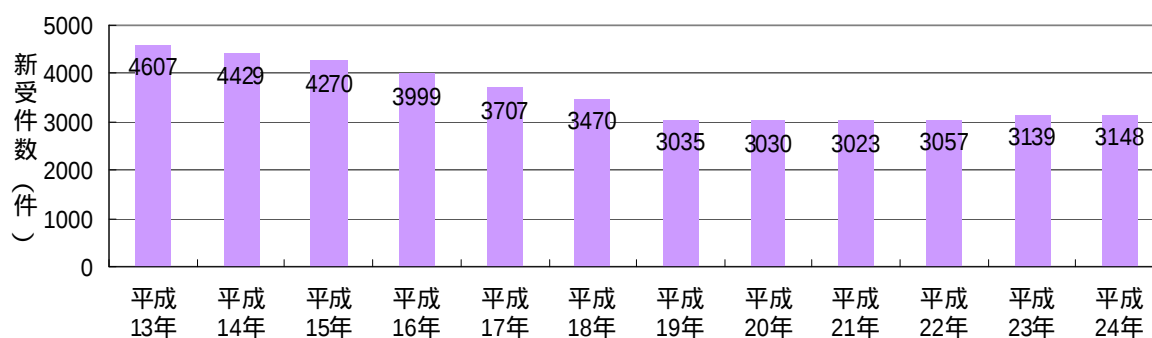
年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
審査件数	152	284	353	465	559	656	716	770	893	951
変更件数	32	41	60	70	94	113	123	88	123	101
有無責	9	11	8	12	13	20	20	8	21	9
後遺障害	23	30	52	58	81	93	103	80	102	92
変更率(%)	21.1	14.4	17.0	15.1	16.8	17.2	17.2	11.4	13.8	10.6

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構「平成23年度事業報告(抜粋)」による。

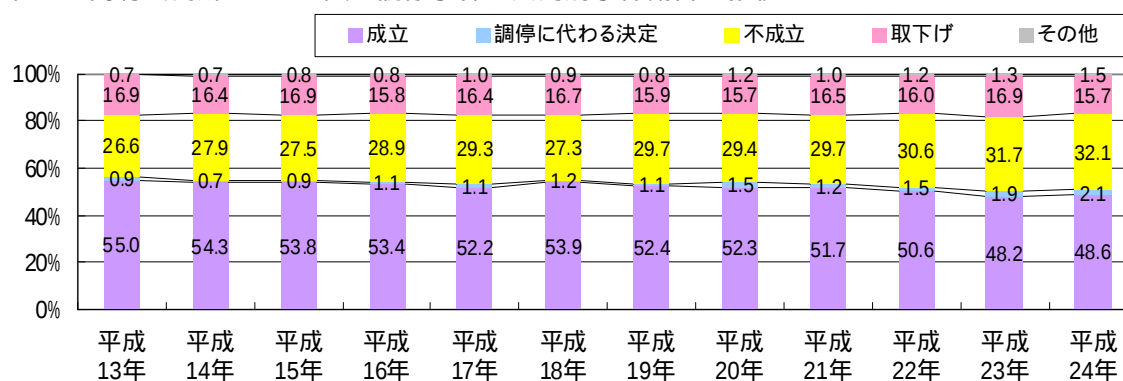
★ 簡易裁判所での交通調停

- ・ 簡易裁判所における交通調停の新受事件数の推移は【図16】のとおりであり、近時は年間約3000件程度で推移している。終局区分については、【図17】のとおりであり、近時は不成立の割合がやや増加傾向にあるが、5割程度の事件が調停成立又は調停に代わる決定によって終局している。

【図16】 簡易裁判所における交通調停事件の新受件数の推移



【図17】 簡易裁判所における交通調停事件の終局別事件割合の推移



(5) 公害ADR¹⁰

○ 制度整備の経緯

* 我が国では、昭和30年代後半頃から、高度経済成長を遂げる反面、大気汚染や水質汚濁等により、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病などの深刻な公害が発生し、大規模な公害紛争が生じていたが、このような社会情勢を背景に、司法的解決とは別に、迅速かつ適正な紛争解決を可能とする制度の整備に対する要請が高まっていた。

* このような社会情勢に対応し、昭和42年に制定された公害対策基本法において調停等の紛争処理制度の確立について規定されたことを受け、昭和45年に制定された公害紛争処理法により、公害紛争の処理を行う組織として、中央公害審査委員会及び都道府県公害審査会が設置され、昭和47年に中央公害審査委員会と土地調整委員会とが統合して公害等調整委員会が発足した。その後、制度の一層の充実が図られ、新しい公害紛争処理制度が構築された。

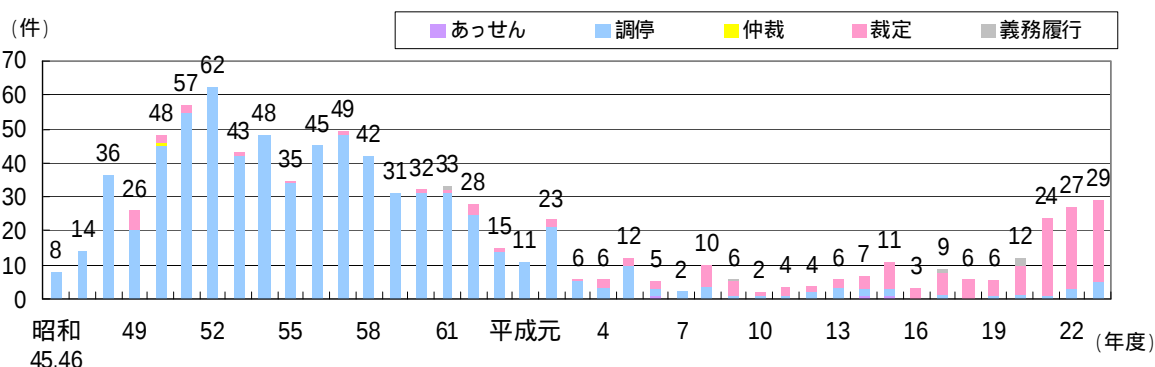
○ 公害紛争処理制度の概要

* 公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会等（公害審査会を設置しない場合には都道府県知事。以下「公害審査会等」という。）が設置されている。このうち、公害等調整委員会は、公害紛争についてあっせん、調停、仲裁及び裁定¹¹を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行い、公害審査会等は、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っている。

* 具体的な管轄としては、被害が甚大な事件、広域的な見地から解決する必要がある事件、複数の都道府県にまたがる事件については公害等調整委員会が、それ以外の一般的な公害紛争については公害審査会等が管轄している。

* 公害等調整委員会の事件動向は【図18】のとおりであり、事件数のピークは昭和50年代であるが、近時は裁定を中心に受付件数が増加傾向にある。また、公害審査会等の事件動向は【図19】のとおりであり、近時の受付件数は30～40件程度で推移しており、調停を中心に利用されている。

【図18】 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付の状況



総務省「平成23年度公害等調整委員年次報告」による。

昭和45,46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

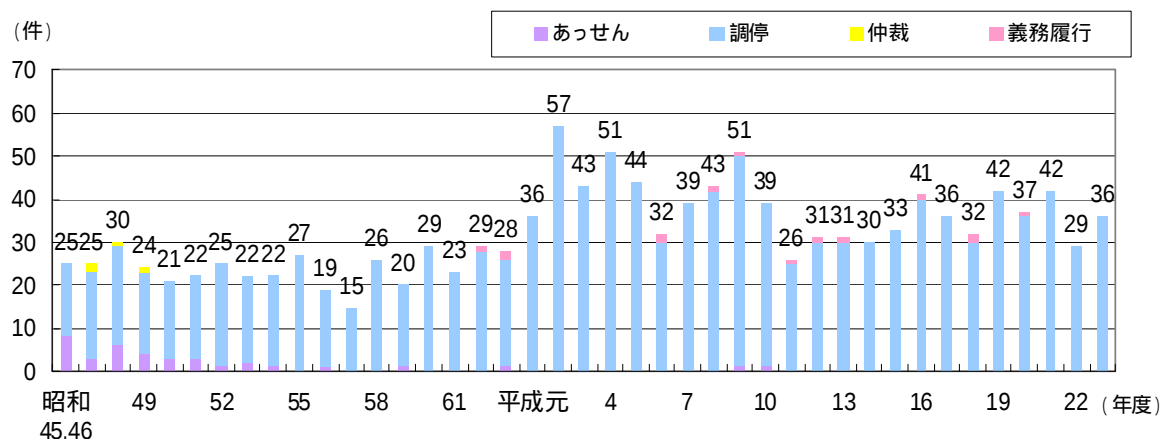
平成8年度の調停の受付件数には、分離事件が2件含まれている。

このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成23年度までに553件係属した。

¹⁰ 公害ADRについては、河村浩「公害環境紛争処理の理論と実務」第一 公害紛争処理制度の俯瞰、判例タイムズ 1238号 93頁（平成19年）、谷口隆司「公害等調整委員会の30年 - 回顧と今後の展望」、ジュリスト 1233号 38頁（平成14年）、深山卓也「特集・裁判外紛争処理機関の現状と展望」3「公害等調整委員会」、判例タイムズ 728号 34頁（平成2年）等の文献を参照するとともに、関係諸機関のホームページ等を参照した。

¹¹ 裁定には、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する「責任裁定」と、裁定委員会が加害行為と被害発生との間の因果関係についてのみ判断する「原因裁定」の2種類がある。

【図19】 公害審査会等に係続した公害紛争事件の受付の状況

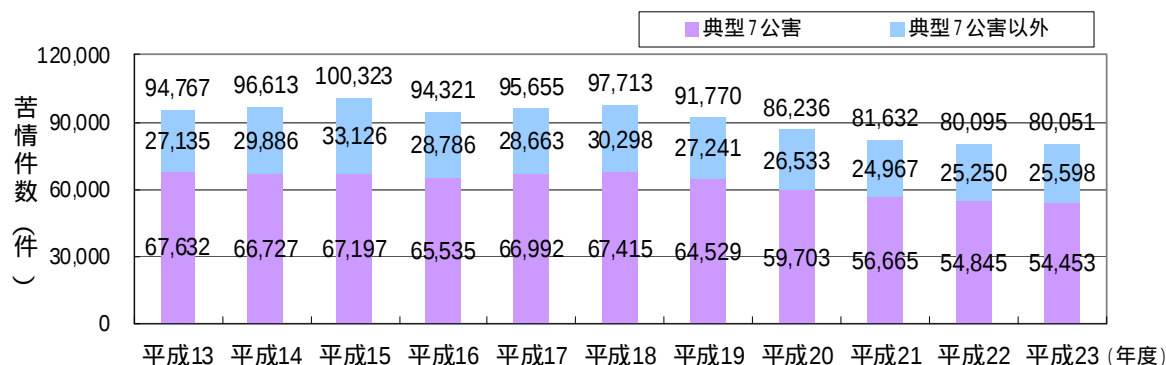


総務省「平成23年度公害等調整委員会年次報告」による。
 昭和45,46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

○ 公害苦情処理の概要

- * 公害紛争処理制度の一環として、地方自治体に公害担当課等の相談窓口（公害苦情相談窓口）が設置されており、公害苦情の受付が行われている。
- * 全国の地方自治体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情件数は、【図20】のとおりであり、近時は年間8万件程度で推移している。また、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のいわゆる典型7公害（環境基本法2条3項）に関する相談が7割近くを占めている。

【図20】 典型7公害及び典型7公害以外の苦情件数の推移



総務省公害等調整委員会「平成23年度公害苦情調査」による。

(6) PLセンター

○ 制度整備の経緯

- * 生産技術の高度化が進み、大量生産・大量消費が日常化した社会においては、製品の欠陥に起因する消費者被害への立法的対応が必要であり、また、国際社会の中で、多くの国で消費者保護の立場から製造物責任制度が導入され、国際化の進展等に対応した制度の調和の観点からも、製造物責任制度の導入が望まれていた¹²。こうした事情を背景に、国民生活審議会をはじめ様々な委員会等で検討が重ねられ、平成6年7月1

¹² 国民生活審議会消費者政策部会「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（平成5年12月）参照。

日、製造物責任法（ＰＬ法）が公布された（平成 7 年 7 月施行）。

＊ ＰＬ法案に対しては、衆議院商工委員会において「裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」との附帯決議がされ、参議院商工委員会においても同趣旨の附帯決議がされた。さらに、平成 6 年 10 月には、通商産業省（当時）から、各業界団体に対し、「製品分野別裁判外紛争処理体制の整備について」と題する商務流通審議官通達が発出され、各業界における裁判外紛争処理体制の整備が促された。

＊ 以上のような経緯で、各業界団体において製品分野別裁判外紛争処理機関（いわゆる ＰＬセンター）が創設された。具体的には、公益財団法人自動車製造物責任相談センター、家電製品 ＰＬセンター、医薬品 ＰＬセンター、消費生活用製品 ＰＬセンター、ガス石油機器 ＰＬセンターなど、各業界において多様な業界型 ＡＤＲが設置されている。以下では、このうち主な ＰＬセンターとして、比較的相談件数の多い公益財団法人自動車製造物責任相談センター（以下「自動車 ＰＬセンター」という。）と家電製品 ＰＬセンターについて、事件動向等を概観する。

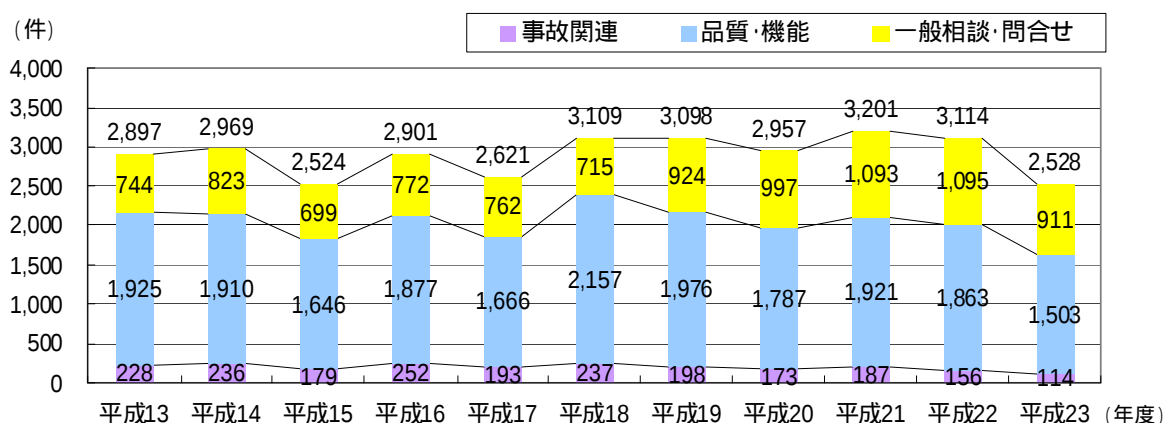
○ 自動車 ＰＬセンターの状況¹³

＊ 自動車 ＰＬセンターは、自動車、二輪自動車、原動機付自転車及びこれらの部品用品等に係る製品に関連する製造物責任の紛争や品質に関する苦情を適切に処理するため、平成 7 年 4 月に設立された。なお、同センターは、平成 19 年 11 月には ＡＤＲ法の認証事業者としての認証を受け、平成 23 年 3 月には公益財団法人の認定を受けている。

＊ 自動車 ＰＬセンターでは、人身損害等の拡大損害を伴う事故等に関する相談（「事故関連」）、拡大損害を伴わない品質・性能等に関する相談（「品質・機能」）及び「一般相談・問合せ」の 3 類型に分類される相談等を受け付ける相談業務や、和解のあっせん及び審査を行っている。

＊ 相談受付件数の推移は【図 21】のとおりであり、相当数の相談を処理している。なお、あっせんの新規申立事件数については、平成 21 年度が 10 件、平成 22 年度が 7 件、平成 23 年度が 14 件となっている。また、審査の新規申立件数は、平成 21 年度が 1 件、平成 22 年度が 0 件、平成 23 年度が 2 件となっている。

【図 21】 公益財団法人自動車製造物責任相談センターの年度別相談受付件数の推移



公益財団法人自動車製造物責任相談センター「平成23年度事業報告書」による。

○ 家電製品 ＰＬセンターの状況¹⁴

＊ 家電製品 ＰＬセンターは、家電製品の事故に関する紛争解決窓口として、平成 7 年 3 月に設立された ＰＬ

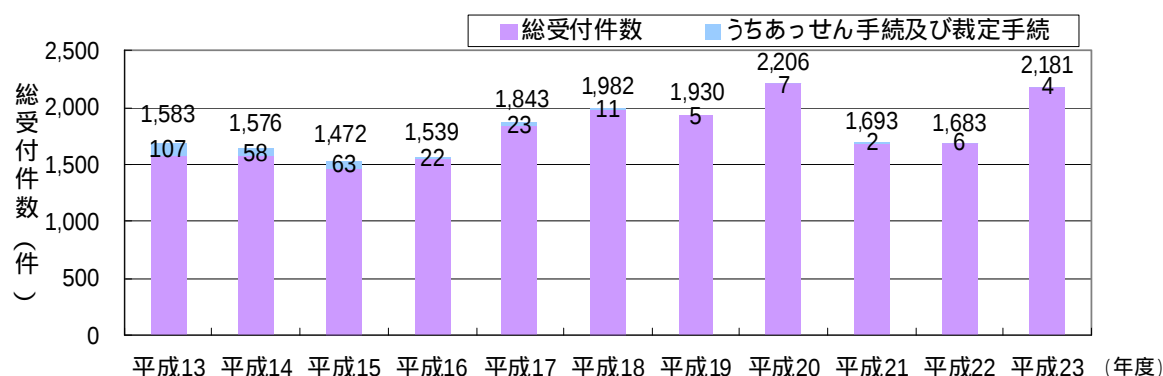
¹³ 小沢正道「財団法人自動車製造物責任相談センターの活動状況について」小島武司先生古稀祝賀＜続＞権利実効化のための法政策と司法改革（商事法務、平成 21 年）220 頁、自動車 ＰＬセンターのホームページ等を参照

¹⁴ 家電製品 ＰＬセンター・ホームページを参照

センターであり、家電製品の事故や安全性等に関する相談に対する助言や情報提供を行う相談業務や、和解のあっせん及び裁定業務を行っている。なお、家電製品PLセンターは、平成19年9月にADR法の認証事業者としての認証を受けている。

- * 家電製品PLセンターの総受付件数は【図22】のとおりであり、相当数の相談が寄せられているが、あっせん及び裁定手続については、近時、数件程度で推移している。なお、平成18年度から平成23年度までの間に、裁定案受諾により終了した事件は、平成18年度に2件、平成22年度に1件となっている。

【図22】家電製品PLセンターにおける相談等受付概況



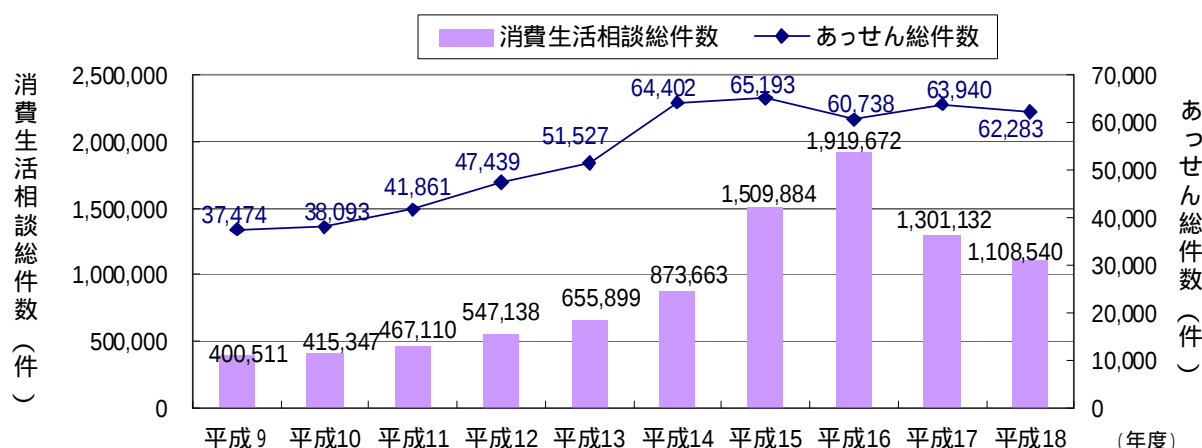
「平成23年度家電製品PLセンター事業報告」による。

(7) 国民生活センターADR

○ 制度整備の経緯

- * 全国の消費生活センターが受け付け、PIO-NETに登録された消費生活相談の総件数は、平成10年頃から増加傾向が顕著になり、消費生活相談に関する国民生活センター及び消費生活センターのあっせん総件数も増加傾向にあった（【図23】参照）。また、消費者紛争の内容も、「消費生活の多様化・高度化、あるいは高齢化、サービス化、IT化の進展等社会経済情勢の変化等を反映して、多様化・複雑化の様相を呈している」と評価される状況にあった¹⁵。

【図23】消費生活相談の年度別総件数及び国民生活センター・消費生活センターのあっせん総件数の推移



国民生活審議会消費者政策部会「国民生活センターによる消費者紛争解決制度の在り方について」（平成19年12月）の資料4による。

¹⁵ 国民生活審議会消費者政策部会「国民生活センターによる消費者紛争解決制度の在り方について」1頁（平成19年12月）参照。

* そのような中、国民生活審議会等において、国民生活センターによる消費者紛争解決制度の創設に向けた提言等がされたことを受け¹⁶、平成 20 年 5 月に国民生活センター法が一部改正され（平成 21 年 4 月 1 日施行）、国民生活センター ADR の制度整備がされた。

○ 紛争処理制度の概要

* 上記改正法に基づき、国民生活センターに紛争解決委員会が設置され、紛争解決委員会が重要消費者紛争¹⁷の解決のための和解の仲介及び仲裁の手段を実施することとされた。また、消費者紛争は多数の同種事案が背後に存在していると考えられることから、紛争解決委員会は、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、和解仲介手続又は仲裁の手続の結果の概要を公表することができる。

* 国民生活センター ADR の事件動向は【表 24】のとおりであり、一定数の紛争処理を行うとともに、約 8 割の事案で結果概要を公表することで、消費者紛争の予防及び解決において一定の役割を果たしている。

【表 24】 紛争解決委員会への申請等の状況

	申請	手続終了				結果概要の公表		義務履行 の勧告
			和解 成立	和解 不成立	その他		事業者名	
平成21年度	106	57	26	20	11	31	11	0
平成22年度	137	103	53	37	13	76	17	8
平成23年度	150	179	122	45	12	147	17	0

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会「国民生活センター ADR の実施状況と結果概要について」による。

すべて「和解の仲介」であり、これまでのところ「仲裁」の申請はなし。

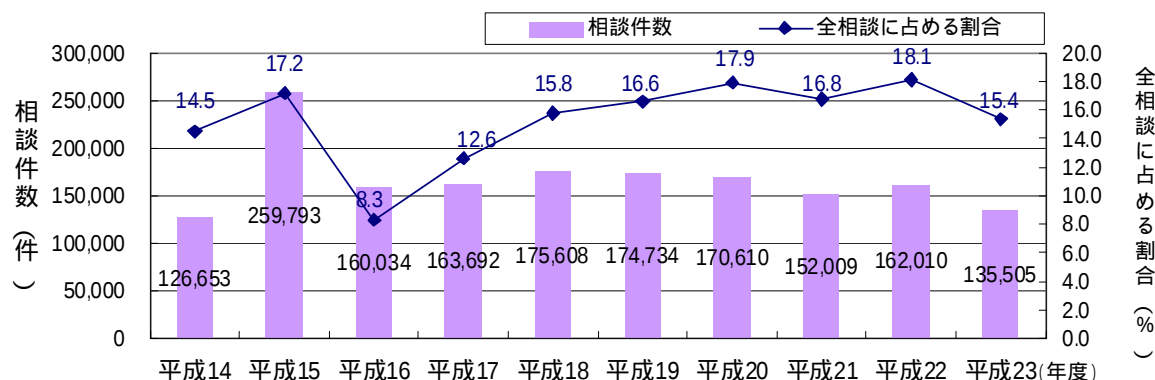
「その他」は取下げ及び却下である。

(8) 金融 ADR¹⁸

○ 制度整備の経緯

* 金融商品は、一般に、仕組みが複雑で一定のリスクを内在するものが多いため、様々なトラブルや紛争を招きやすい面もあるが、実際に、消費生活センターでの消費生活相談においても、【図 25】のとおり、平成 13 年以降、金融・保険サービスに関する相談が増加し、平成 15 年にピークを迎えた後も高水準で推移していた。

【図 25】 消費生活相談における金融・保険サービスに関する相談件数及び全相談に占める割合の推移



独立行政法人国民生活センター「消費生活年報2012」による。

¹⁶ 国民生活審議会「国民生活における安全・安心の確保策に関する意見」（平成 19 年 6 月）、前掲脚注 15 等

¹⁷ 重要消費者紛争とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう（独立行政法人国民生活センター法 1 条の 2 第 2 項）。

¹⁸ 山本和彦「金融 ADR の意義とその可能性」山本和彦・井上聡編著「金融 ADR の法理と実務」（きんざい、平成 24 年）2 頁を参照。

* 平成 12 年の金融審議会報告書「21 世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、金融分野での裁判外紛争処理制度の整備について取り上げられ、既存の各業界の ADR 機関を維持することを前提に、その連絡調整や底上げを図っていくため、同年、金融トラブル連絡調整協議会（以下「金トラ協」という。）が設置された。そして、金トラ協において「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」が策定されるなど、各種取組を通じて金融分野での ADR に一定の発展が見られたが、なおその中立性・公正性・実効性等の観点から万全のものとはいえない旨の指摘もされていた。

* このような中、平成 20 年 6 月、金トラ協において「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融 ADR）の整備に係る今後の課題について（座長メモ）」が取りまとめられるとともに、金融商品取引等の一部改正法の成立に際し、「金融分野における裁判外紛争処理機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立的な制度を確立すること」との附帯決議がされた。そして、同年 12 月、金融審議会合同部会において「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）のあり方について」が取りまとめられ、これを受け、平成 21 年 6 月、金融 ADR 制度を定めた金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し（平成 22 年 4 月に施行）、平成 22 年 10 月から金融 ADR 制度がスタートした。

○ 制度の概要

* 金融 ADR 制度は、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において共通の枠組みが整備されたものであり、その概要としては、まず、指定紛争解決機関を設置し、個々の金融機関が指定紛争解決との間で手続実施基本契約を締結するが、手続実施基本契約における金融機関の義務として、苦情処理・紛争解決手続に応諾する義務、事情説明・資料提出義務、手続実施者である紛争解決委員から提示された特別調停案の尊重義務等が定められている。

* 金融 ADR 制度では、指定紛争解決機関が、相談に応じて必要な助言や調査をするとともに、金融機関に対して苦情の内容を通知して迅速な処理を求める「苦情処理手続」と、紛争解決委員が和解案の受諾の勧告や特別調停案の提示を行う「紛争解決手続」とがあり、指定紛争解決機関においては、苦情処理手続と紛争解決手続との連携の確保が求められている。

* 紛争解決機関としての指定を受けた機関は、全国銀行業界、生命保険協会、日本損害保険協会、信託協会、保険オンブズマン、日本少額短期保険協会、日本貸金業協会及び証券・金融商品あっせん相談センターの 8 機関である（平成 23 年 4 月時点）。

○ 運用状況

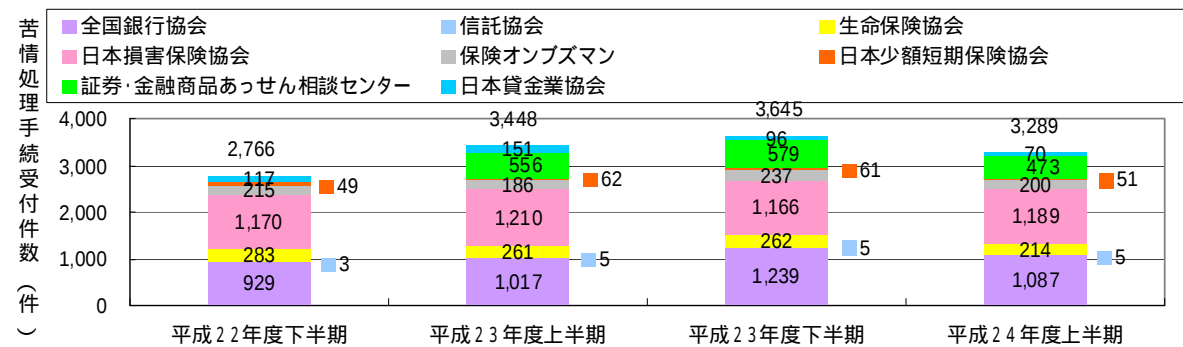
* 金融 ADR 制度がスタートした平成 22 年度下半期以降の苦情処理手続及び紛争解決手続の受付件数は、【図 26】及び【図 27】のとおりであり、平成 23 年下半期まで増加傾向にあり、平成 24 年上半期には初めて減少に転じたものの、相当数の件数が処理されている。

* 金融 ADR 制度の施行から約 3 年を迎えるに当たって行われた検討の結果¹⁹によれば、金融 ADR 制度は、利用者のトラブル解決、ひいては利用者保護に一定の役割を果たしていると積極的に評価できるとされているが、今後の課題等について、利用者の信頼感・納得感を得られるよう努めることの重要性等が指摘されるとともに、引き続き指定紛争解決機関の業務運営を検証しつつ、各機関間や関係団体との連携を一層強化し、利用者の信頼性向上や利便性向上に努める必要があるとされ、例えば、全ての指定紛争解決機関により構成される「金融 ADR 連絡協議会（仮称）」を設け、定期的かつ実効性のある情報交換や意見交換等を行い、実質的な連携を強化していくことなどが提案されている²⁰。

¹⁹ 平成 22 年 4 月に施行された金融商品取引等の一部を改正する法律では、同法の附則 21 条において、施行後 3 年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融 ADR 制度の在り方等について検討を行うべき旨が規定されており、この規定も踏まえ、平成 24 年 11 月に金融庁総務企画局長の下に「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」が設置され、平成 25 年 3 月 8 日、「『金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」が公表された。

²⁰ 金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議・脚注 19・3 頁、13 頁、14 頁参照。

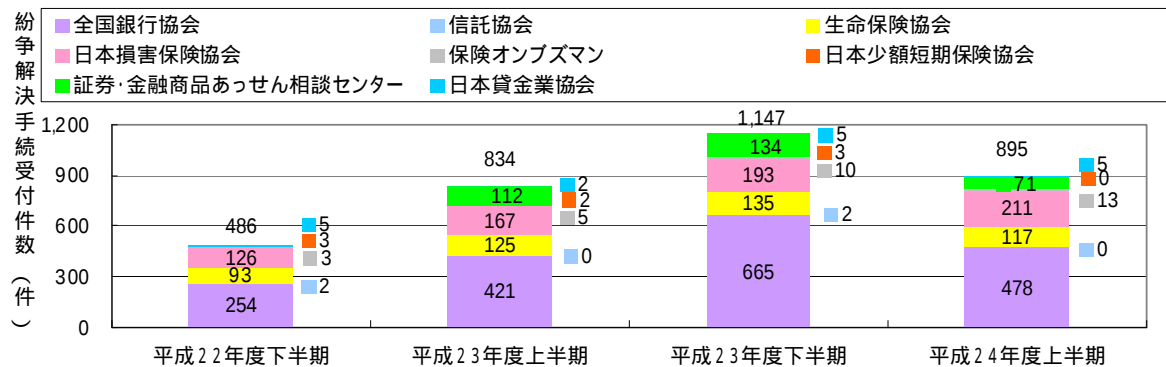
【図26】 金融ADRの苦情処理手続受付件数



金融庁「第44回金融トラブル連絡調整協議会資料」による。

証券・金融商品あっせん相談センターは、平成23年4月1日から指定を受けた紛争解決等業務を開始。

【図27】 金融ADRの紛争解決手続受付件数



金融庁「第44回金融トラブル連絡調整協議会資料」による。

証券・金融商品あっせん相談センターは、平成23年4月1日から指定を受けた紛争解決等業務を開始。

(コラム) 原子力損害賠償紛争解決センター²¹

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所事故では、放射能汚染自体に直接帰因する損害のほか、風評被害等も含めた様々な損害が広範囲にわたって生じており、被害者の数、被害の種類、被害の規模のいずれをとっても、一個の事故に帰因する損害賠償問題としては、日本の社会が経験したことの無い被害状況となっている。

こうした大規模な被害について、原子力事業者（東京電力株式会社、以下「東電」という。）との相対交渉で解決できるのか、当事者間で解決できなかった場合に、訴訟等裁判所の手続でこれを解決できるのかといった重い課題が突きつけられることとなったが、このような中、ADRの早急な整備が図られ、平成23年7月に原子力損害賠償に関する法律（原賠法）の政令が改正され、原子力発電事故による損害賠償に関する紛争の円滑、迅速かつ公正な解決を図ることを目的として、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の中に、審査会の「和解の仲介」の手続を実施する組織（行政型ADR）として、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）の設置が決まり、同年8月末に原紛センターが設置され、同年9月1日から申立ての受付が開始された。

原紛センターで行われるのは和解の仲介であり、強制的な解決手段ではない（当事者に手続応諾義務はなく、

²¹ 野山宏「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務1」判例時報2140号3頁(平成24年)、出井直樹「原子力損害賠償ADRについて - 原子力損害賠償紛争解決センターの取組みと展望 - 」仲裁ADR法学会編「仲裁とADR(第7号)」46頁(商事法務・平成24年)等参照。

和解案の尊重義務もない。)が、東電は、原紛センターへの申立てについては、手続に参加する意向を示すとともに、平成 23 年 10 月 28 日に東電と原子力損害賠償支援機構が共同して策定し公表した「特別事業計画」において、「被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、紛争審査会において提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする。」と明記され²²、原紛センターにおける和解の仲介に実効性の確保が図られた。

原紛センターにおける紛争解決においては、大量に発生している原子力損害賠償案件を迅速かつ実効的に解決する要請に応える必要から、原紛センターでは、弁護士である仲介委員が個々の和解の仲介を担当するとともに、仲介委員をサポートするため、和解の仲介手続に関する庶務を行う組織である和解仲介室に若手弁護士を中心に構成される調査官が置かれるなど、実務法曹を中心とした組織構成となっている。また、原子力損害賠償案件については、一定の基準の統一性が求められるが、審査会において中間指針が策定されるとともに、原紛センターにおける和解の仲介手続を総括する委員会である総括委員会において、中間指針の細目に当たる紛争解決基準や中間指針が存在しない事項について、多くの申立てに共通する問題点に一定の基準を示すための基準として「総括基準」が順次策定されており、和解の仲介に当たって参照されている。また、調査官を通じた情報共有による基準の統一性も図られている。

原紛センターの事件動向について見ると、【表 28】のとおり、平成 24 年 12 月まで未済件数が増加する状況にあった。原紛センターでは、事件の処理能力向上のため人員増強が課題とされ²³、仲介委員や調査官の増員等による態勢整備が進められており、平成 25 年 1 月以降は、未済件数が減少に転じるなど、近時、処理能力が向上しつつあるところであるが、今後とも、原紛センターの動向や原子力損害賠償請求事件の動向を注視する必要がある。

【表 28】 原子力損害賠償紛争解決センターの申立件数等の推移

	平成23年				平成24年											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241
和解成立	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192
和解打ち切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201

	平成25年			合計
	1月	2月	3月	
申立件数	240	314	273	5,890
既済件数	331	336	394	2,923
和解成立	263	271	325	2,063
和解打ち切り	28	34	39	373
取下げ	40	31	30	486
却下	0	0	0	1
未済件数累計	3,110	3,088	2,967	

文部科学省「原子力損害賠償紛争審査会(第31回)配布資料1-1」による。
平成25年3月26日現在での取扱状況である。

²² 原子力損害賠償支援機構・東京電力株式会社「特別事業計画 - 「親身・親切」な賠償の実現に向けた「緊急特別事業計画」 - 」19頁(平成 23 年 10 月)参照。

²³ 第 29 回原子力損害賠償紛争審査会(平成 24 年 12 月 10 日実施)議事録等参照。

3.1.1.3 司法型ADRの概況

(1) 調停の役割

司法型ADRは、民事調停と家事調停の制度がそれぞれ整備されており、簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしている。調停の存在の大きさについては、ADR全般ヒアリングにおいても以下のような指摘がされたところである。

（法務省大臣官房司法法制部担当者からの指摘）

＊ ADR機関の方たちに話を聞くと、やはり、裁判所の調停に対する紛争当事者の信頼は大きい。

（日弁連ADRセンター担当者からの指摘）

＊ 日本は裁判所の存在感が余りにも大きい。裁判所には、民事、家事調停があり、裁判自体の中でも和解を行っており、その信頼性が非常に高い。

(2) 民事調停

民事調停は、訴訟と比較して手続が簡易であり、かつ、柔軟な解決が可能という特徴が指摘できる。また、民間・行政型ADRと比較すると、司法機関である裁判所により運営され、かつ、調停委員会に裁判官又は民事調停官が加わって調停委員との合議体を構成していることによる運営主体の公平性・信頼性の高さや、調停調書が債務名義となり強制執行が可能であることなどを特徴として指摘できる。

そして、民事調停については、近時、その充実強化に向けた様々な取組もされているところであるので、以下、民事調停の充実に向けた取組の概要と、民事調停の全般的な事件動向について概観する。

○ 民事調停の充実に向けた取組

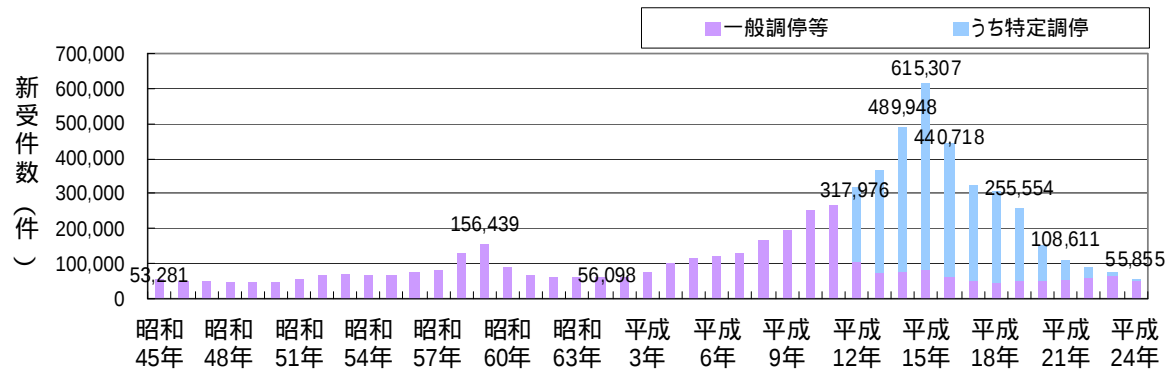
＊ 当事者の権利意識の変化が見られ、民事調停においても法的判断や専門的知識に裏付けられた合理的なあっせんを求める傾向が強まっていることから、近時、民事調停においても単に当事者の互譲を促すことによるのみ解決を図ろうとするのではなく、法的観点を踏まえながら、調停委員会が一定の事実認定を行い、仮に訴訟になった場合の結論を念頭に置きながら解決案の策定、提示を行い、それでもうまくいかないときには調停に代わる決定をして一定の判断を示すというような審理モデルの研究が行われている²⁴。

○ 関連する統計データ

＊ 民事調停事件の新受事件の総数（地方裁判所と簡易裁判所の合計）の推移は【図 29】のとおりである。平成元年頃から、債務弁済協定の調停事件が増加したため新受件数が増加したが、平成12年に特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（特定調停法）が施行され、これらの事件の大部分は特定調停事件として計上されることとなった（そのため、平成11年以前の「一般調停等」の件数には、債務弁済協定の調停事件が含まれている）。そして、この種の事件が増加したことから、平成15年には新受件数が61万5307件に達した。近時は、特定調停の減少により、事件数は全体として減少傾向にはあるが、特定調停を除く民事調停事件の新受件数は、【図 30】のとおり、年間4、5万件程度で推移しており、他のADR機関の受理件数と比較すると、非常に多くの事件を処理しているといえる。また、特定調停を除く民事調停事件における終局区分の内訳の推移は【図 31】のとおりであり、近時は調停に代わる決定が増加傾向にあるが、近時は6割以上の事件が調停成立又は調停に代わる決定により終結している。

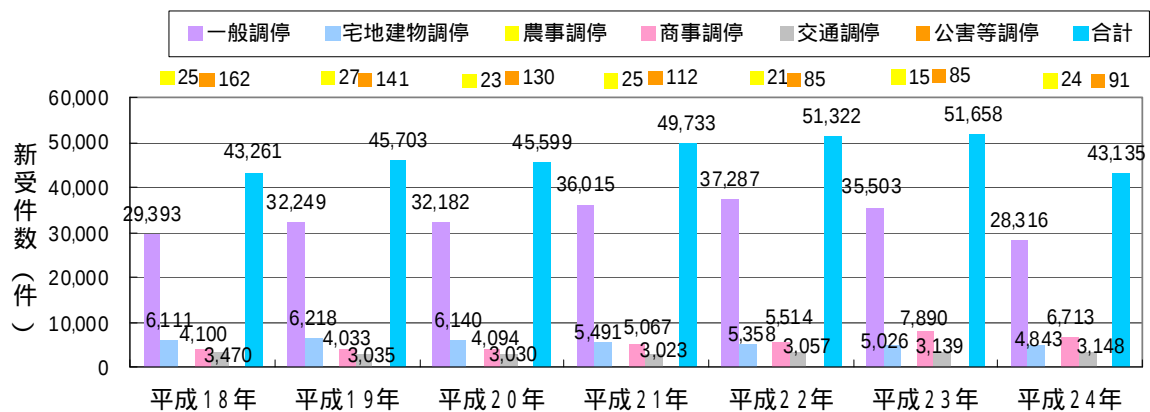
²⁴ 民事調停の機能強化に関する近時の論稿として、志村宏ら「民事調停の紛争解決機能を強化するための方策について」判例タイムズ1369号4頁（平成24年）、伊藤眞ら「座談会 簡裁民事調停の機能強化について」判例タイムズ1383号5頁（平成25年）等を参照。

【図 2 9】 地方裁判所及び簡易裁判所における民事調停事件の新受件数の推移

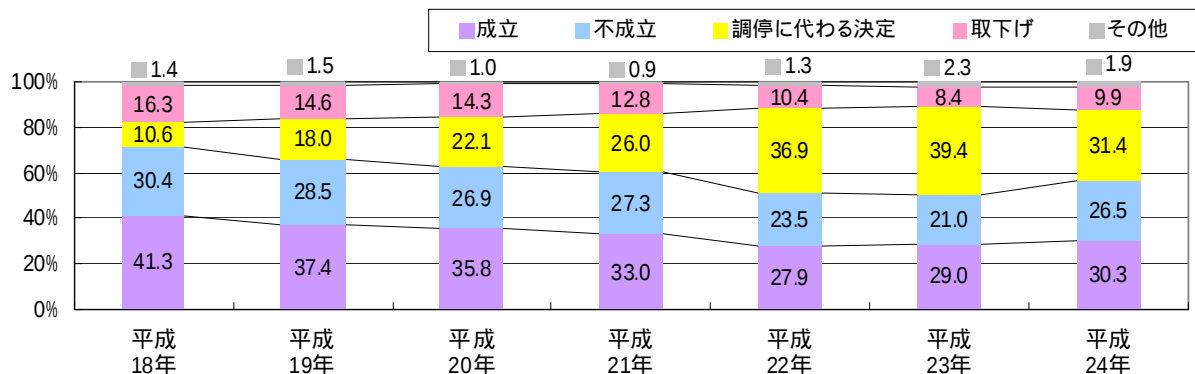


平成12年2月17日に特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(特定調停法)が施行された。

【図 3 0】 簡易裁判所における民事調停事件の新受件数の推移(特定調停事件を除く)



【図 3 1】 地方裁判所及び簡易裁判所における民事調停事件の終局区分別事件割合(特定調停事件を除く)



(3) 家事調停

家事紛争の分野においては、裁判外でのADRが直ちに拡充する状況にはなく、家庭裁判所における家事調停・審判が紛争解決の中心的な役割を担っている。また、家事事件の手續については、従来、家事審判法において定められていたが、新たに家事事件手續法が制定され、平成25年1月1日から施行されている。家事事件手續法では、当事者等の手續保障を図るための制度の拡充、国民が家事事件の手續を利用しやすくするための制度の整備等が行われたところであり、同法の趣旨を踏まえ、今後、家事調停の一層の充実強化が望

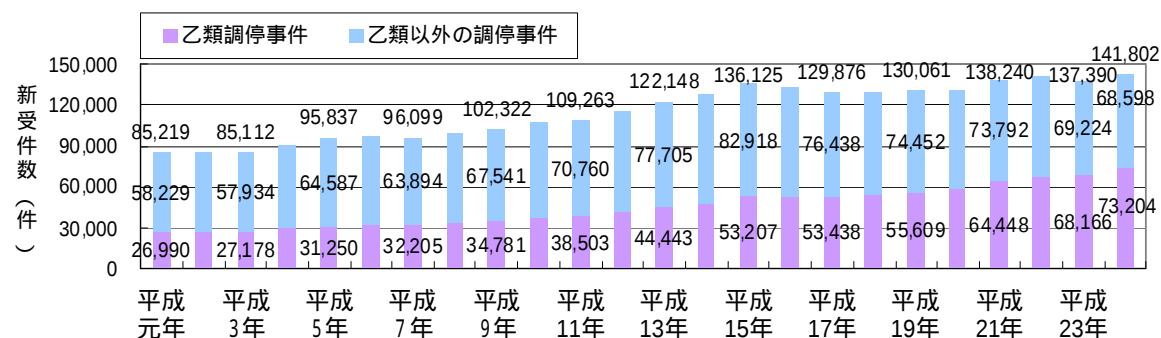
まれるものと考えられる。

家事調停については、後記 4.3 において遺産紛争の検討の中でも検討を行うが、ここでは、家事調停の全体的な動向について、統計的に概観することとする。

○ 関連する統計データ

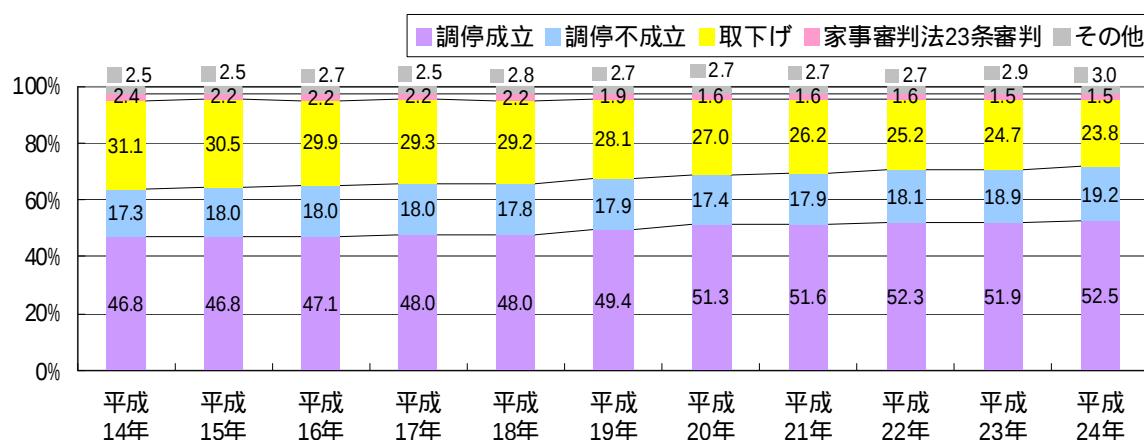
- * 家事調停事件（乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計）の新受件数は、【図 32】のとおり、おおむね増加傾向にあり、平成 24 年は過去最高の 14 万 1802 件に達した。

【図 32】 家事調停事件の新受件数の推移



- * 家事調停の終局区分別の事件割合は、【図 33】のとおりであり、調停成立率は、おおむね 5 割程度で推移している。また、調停成立率は、この 10 年間で 5 % 以上上昇している。

【図 33】 家事調停事件の終局区分別事件割合の推移



- * なお、弁護士会 ADR の平成 23 年度の受件件数（1366 件）のうち、「家族間の紛争」は 109 件となっており、このうち「離婚・夫婦関係調整」が 44 件、「相続」が 19 件となっている²⁵。

3.1.1.4 諸外国の状況

国外基礎調査では、アメリカ、フランス及びドイツにおける ADR の全般的な状況について、以下のような指摘がされた。

(1) アメリカの状況

○ ADR をめぐるこれまでの経緯

- * 一般にアメリカでは ADR が発達しているとされているが、ADR の活用が模索されるようになったの

²⁵ 日弁連 ADR センター・脚注 5・24 頁参照。

は、訴訟の増加による悪影響が指摘された 1970 年代初頭からである。特に、1976 年に司法制度改革を目的として開催されたパウンド会議を契機に ADR が注目されるようになり、同年、アメリカ法律家協会 (American Bar Association, 以下「ABA」という。)も特別委員会を設けて検討を始め、学界でも研究が進められた。また、フランク・サンダー (Frank Sander) 教授により、裁判所が個々の解決に適した紛争解決手段を提供し、紛争解決が図られるべきという「マルチドア裁判所 (multidoor courthouse)」という概念が示され、ABA では、これを受けてワシントン D.C. などマルチドア裁判所を設け、他の裁判所にもこうした動きが広がった。

- * ADR は法律や裁判所規則で定められるようになり、裁判官が ADR の利用を命じたり、トライアルまでに調停を経なければならぬとされたりするなど、義務的 ADR も増えてきた。

連邦レベルの立法では、1990 年の民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act of 1990) により、すべての連邦地裁に民事司法の費用や遅延を削減するための計画の策定が求められ、民事訴訟制度の諸改革の大きな柱として ADR の活用が図られてきた。そして、1998 年の ADR 法 (Alternative Dispute Resolution Act of 1998) により、全連邦地方裁判所において、少なくとも 1 種類の ADR を設けなければならぬこととなった。

- * 州裁判所においても、州によって差はあるようであるが、事情は基本的に同様である。多くの州で ADR 担当部署が設けられ、弁護士に対し、依頼者に ADR が選択肢であることを説明するよう求めるルールが採用された法域 (アリゾナ州マリコパ郡) もある。

○ ADR の種類

- * 裁判所における ADR (裁判所付属 ADR²⁶)

- ・ ADR には多様な類型があり、裁判所によって異なるが、代表的なものとしては、仲裁 (arbitration)、調停 (mediation)、早期中立評価 (early neutral evaluation)、サマリートライアル (summary trial)、和解週間 (settlement week) などが挙げられ、これらが組み合わされた手続もある。

連邦地裁 (94 地裁) では、上記の代表的な ADR のタイプのうち、1 つか 2 つの ADR が提供されているのが通常である。調停が最も一般的であり (63 地裁)、早期中立評価 (22~24 地裁)、仲裁 (12 地裁) と続く。州裁判所でも同様であり、複数の ADR プログラムを設けているところが多いが、調停が最も利用されているようである²⁷。

- * 裁判所の関与しない ADR (民間 ADR)

- ・ アメリカの特徴として民間 ADR が盛んであると言われるが、民間 ADR 機関としては、アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association, 以下「AAA」という。)、JAMS²⁸、CPR (International Institute for Conflict Prevention & Resolution) などがよく知られている。このほかに、元裁判官をはじめとした弁護士などが、ADR 機関を経由せず私的に仲裁人・調停人等として活動している。その実態を統計データで捕捉することは困難であるが、相当程度利用されているとみられる。
- ・ アメリカで最大の民間 ADR 機関とされる AAA は 1926 年に設立された非営利団体であり、設立当初は労働事件の取扱いが多く、仲裁を中心に発展してきた。2011 年には、AAA に対しアメリカ国内で 18 万 7596 件の ADR 利用の申立てがあり、うち調停は 1724 件であったが、近年、調停の事件数も増加傾向にある。仲裁事件 (係争物の価額が 7 万 5000 ドル以上 50 万未満) の処理期間の中間値は、事件類型にもよるが、200~300 日程度である。
- ・ JAMS は、1978 年に設立され、調停を中心に成長してきた。約 300 人の調停人・仲裁人を擁してお

²⁶ Court-Annexed ADR, Court-Connected ADR, Court-Link ADR, Court-Sponsored ADR などと呼ばれる。

²⁷ Donna Stienstra, ADR in the Federal Courts: An Initial Report, Federal Judicial Center (2011)

²⁸ 旧名称は「Judicial Arbitration and Mediation Services, Inc.」であるが、現在は「JAMS」の名称で活動している。

り、専業で活動している点がA A Aとは異なる（なお、事件動向に関する統計データは非公表とのことである。）。

＊ 行政機関におけるA D R

- ・ 行政機関に対する紛争については、多くの行政機関内に一定の不服申立て手続等が設けられており、訴訟になる前に、行政機関内に設けられた機関等によって紛争の解決が図られている。
- ・ 1990 年及び 1996 年の行政紛争解決法（Administrative Dispute Resolution Act）において、連邦政府の機関について、その内部にA D Rの設置が求められた結果、連邦政府との間の紛争の多くについて、政府機関内部のA D Rが利用されるようになっている。

○ A D Rの発展

- ＊ アメリカでは、裁判所に提訴された民事事件のうち、法廷で事実に関する争点について証拠調べを行うトライアルまで進むのは5 %以下と言われており、それ以外の事件の大部分は、トライアル前に、何らかのA D Rで解決されている。紛争解決手段としては、和解協議や和解勧告など、何らかの裁判所の関与により和解が成立する事件もあれば、裁判所付属A D Rで解決されているものもあり、民間A D Rが利用されることもある。当事者間交渉で和解に至ることも多い。

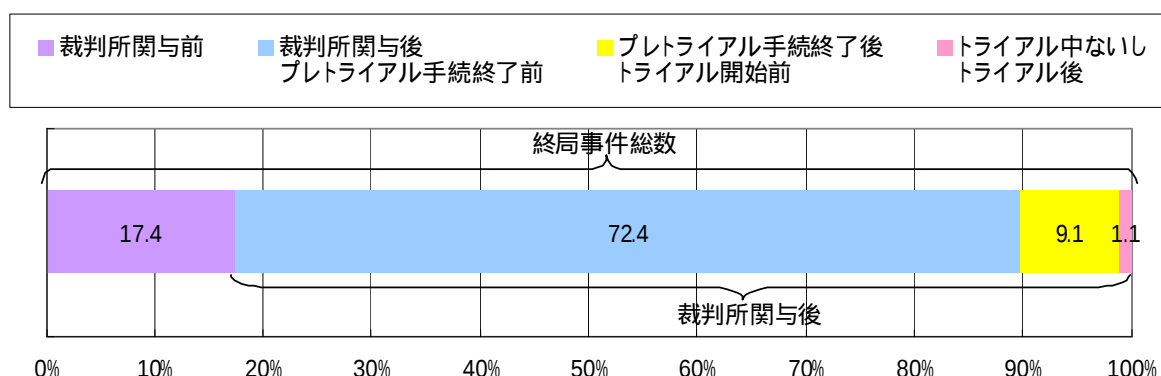
- ＊ アメリカでは訴訟提起後にA D Rを利用することが非常に多いが、これに関しては、相手方に対応を迫るために事件が起こればまず訴訟を提起する傾向があるとの指摘があり、裁判所付属A D Rも、訴訟提起後の利用が圧倒的に多い。訴訟提起後は、裁判所の和解協議期日、裁判官による調停への回付、当事者によるA D Rの利用など、極めて多様な時期・方法でA D Rが利用される。

訴訟提起後にA D Rが利用される理由として、ディスカバリーを利用できることも指摘できる。ディスカバリー初期の段階でA D Rが行われると、場合によっては争点が絞られ、以後のディスカバリーの範囲が狭まり、費用の削減につながる効果があるが、複雑困難な事件では、ディスカバリーがある程度進まないと、A D Rにおいても実質的な検討ができないことも多い。

- ＊ 連邦地裁（全 94 地裁）における民事訴訟事件の終局状況は【図 34】のとおりであり、2009 年 10 月 1 日から 2010 年 9 月 30 日（統計年度）の終局事件総数は 30 万 9361 件であるが、そのうち、5 万 3963 件（約 17.4%）は、訴訟提起後、受訴裁判所による何らかの訴訟行為（例えば、スケジュール命令（scheduling order²⁹）等）がされる前（裁判所関与前）に終局し、受訴裁判所による何らかの訴訟行為がされた後（裁判所関与後）に終局した事件は 25 万 5398 件（約 82.6%）である。さらに、裁判所関与後、トライアル前の準備手続（プレトライアル手続）終了までの間に終局した事件は 22 万 3878 件（約 72.4%）、プレトライアル手続終了後からトライアル開始に至るまでの間に終局した事件は 2 万 8211 件（約 9.1%）となっている。トライアル開始後（トライアル中又はトライアル後）に終局した事件は 3309 件となっており、全終局事件のうちトライアルの開始に至った事件の割合（トライアル率）は約 1.1%にすぎず、大半の事件が、トライアルまでの段階で、何らかの申立てや当事者間での和解、A D R等を通じて終局しているといえる。なお、連邦地裁における訴え提起から終局までの期間の中央値は 8 月であるが、トライアル実施事件では 22 月である。

²⁹ トライアルの準備活動のスケジュールを定める裁判所の命令（田中英夫「英米法辞典」752 頁（東京大学出版会、平成3年）参照。）

【図3 4】 連邦地裁における民事訴訟の終局時期別の事件割合



The Federal Judicial Center (連邦司法センター) 調べによる。

終局事件総数は、2009年10月1日から2010年9月30日までの全米の94連邦地裁(州裁判所は含まない。)の終局事件数の合計(30万9361件)である。

- * アメリカの他国と大きく異なる特徴として、民事陪審の存在を指摘することができるが、アメリカでは民事でも陪審審理を受ける権利が連邦・州憲法上保障されており、重要な市民の司法参加の手段として根付いている一方、その判断の不確実性というリスクや陪審に対する不信がADRによる紛争解決の促進の背景に存在しているとされる。
- * 連邦地裁におけるトライアル率は、1950年代には10%程度であったが、1980年代後半から1990年代中盤の間に急速かつ大幅に低下した。その理由については様々な仮説が論じられており、訴訟にかかる費用、特にトライアルにかかる費用が非常に高額であることが理由だと指摘されることが多いが、裁判官による訴訟の進行管理が強化されるようになり、当事者も双方の証拠の状況を吟味し、事件の見通しを立てるようになったことも指摘される。ADRが機能していることも影響していると考えられるが、裁判所付属ADRの大半を占める州裁判所の全体状況がわかる統計を入手するのが困難であり、民間ADR機関も統計を公表していないことが多いため、その実態の把握が困難であり、評価は難しい³⁰。

(2) フランス・ドイツの状況

アメリカとは訴訟手続の構造を異にし、ADRが一般的に発展しているわけではないフランス及びドイツについては、個々の業界に紛争解決機関が設置されるなど、多様な業界型ADRが存在しているが、個々のADR機関の利用実績は必ずしも活発な状況にあるとはいえないのが実情のようである。もっとも、医事紛争の分野では、フランスでは無過失補償の可能性を認めた行政型ADRのシステムを構築しており、ドイツでは医師会が運営主体となったADR機関が発展している。また、建築紛争の分野においても、保険会社の存在を前提に、当事者間の合意によって調停人ないし鑑定人を定めて調停を行う手法が活用されるなど、特色ある裁判外での紛争解決の手法が見られるところである。

これらの医事紛争及び建築紛争におけるADRの状況については、後記4.1及び4.2において、更に掘り下げて検討することとする。

³⁰ 連邦検事局が関与した民事訴訟事件について、ADRが利用された場合に66%で和解が成立し、うち医事事件の和解率は75%であったとの報告がある(Jeffrey M. Senger, United States Attorneys' Bulletin, November 2000)。もっとも、ADRに付すかどうかによる訴訟の審理期間への影響は確認されなかったとする報告もある(Thomas H. Cohen, *The Effect of Case and Litigant Level Characteristics on Civil Trial Delay in State Courts*, JUDICATURE (forthcoming))。

3.1.2 保険制度の状況

保険の中でも、賠償責任保険は、自動車保険の例からも明らかなとおり、保険金を通じた賠償金の支払によって紛争解決を可能とすることで、紛争解決において大きな役割を果たしているといえる。そして、損害保険の普及状況を見ると、自動車保険は広く浸透していることがうかがわれるが、我が国の国民一人当たりの損害保険料は欧米諸国と比較すると低く、自動車保険に限らず、多様な分野で保険が更に浸透することが、紛争解決の観点からは望まれよう。

また、法的紛争を顕在化させる要因として弁護士保険の動向が注目されることは既に指摘したとおりであるが、弁護士保険については、特にドイツでは普及が進んでおり、我が国においても、今後、LACの取組をはじめ、弁護士保険の普及が見込まれるところであり、弁護士保険の動向が法的紛争の動向に大きな影響を与える可能性があるものと考えられる。

3.1.2.1 我が国の状況

(1) 損害保険の全般的な状況

交通事故が発生した場合、大部分が訴訟を提起するまでもなく保険金の支払で解決していることから明らかに、損害保険は、損害発生時の金銭的損害を補償することで、事故の紛争化を防止し、あるいは紛争を解決するなど、法的紛争の動向に大きな影響を与えている³¹。そこで、まず、損害保険の全般的な状況について、我が国の状況を統計的に俯瞰する。

○ 関連する統計データ

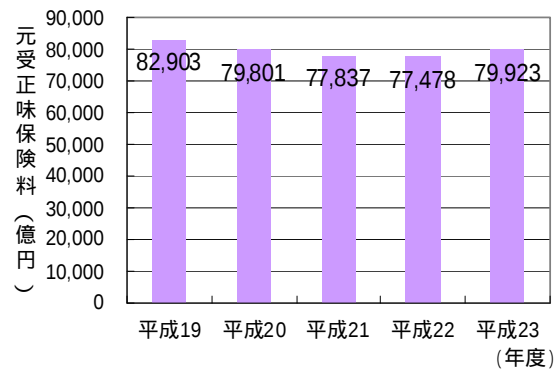
- * 全保険種目合計の元受正味保険料（保険契約者との直接の保険契約に係る収入）（収入積立保険料を含む）の推移は【図 35】のとおりであり、平成 23 年度は 7 兆 9923 億円であった。また、全保険種目合計の正味支払保険金（支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの）の推移は【図 36】のとおりであり、同年度は 5 兆 5058 億円となっている。なお、同年度は、東日本大震災、台風 12 号及び 15 号、タイの大洪水等による火災保険の支払が大幅に増加したことを受け、平成 22 年度より支払保険金が大幅に増加している（約 27.5%増加）³²。

³¹ 法使用行動調査の結果では、主な相談機関として、「自治体法律相談」「自治体担当部署」「警察」「消費生活センター」「保険会社」「弁護士会・法律扶助協会の法律相談」「弁護士・弁護士事務所」が挙げられているが、保険会社は、警察に次いで利用回答が多くなっている（櫻村志郎ら・前掲 2.1.1.2 脚注 5・193 頁）。

また、同調査の結果では、交通事故に遭った場合、50 人中 20 人が警察に、40 人が保険会社に相談しており、事故犯罪領域の出来事については、領域専門機関への相談が有意に多くなる効果が検出され、この領域専門機関のほとんどが警察と保険会社であると分析されている（櫻村志郎ら・前掲 113 頁）。

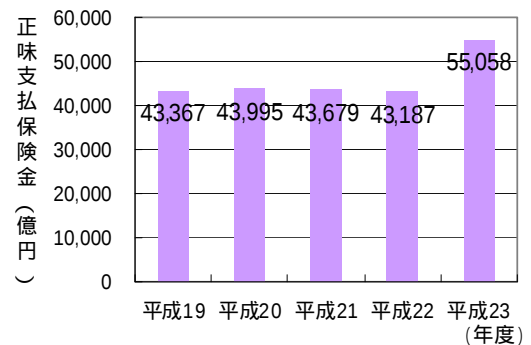
³² 火災保険とは、風水災などの自然災害によって建物や家財などに生じた損害を補償する保険、傷害保険とは、被保険者が急激・偶然・外来の事故により傷害を負った結果、入院・通院したり死亡した場合などに保険金が支払われる保険をいう（一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック 2012 日本の損害保険」18 頁、22 頁参照）。

【図35】 損害保険の元受正味保険料
(収入積立保険料を含む)



一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。
元受正味保険料とは、保険契約者との直接の保険契約に係る収入を示すもの。
「元受正味保険料」=「元受保険料」-「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

【図36】 損害保険の正味支払保険金

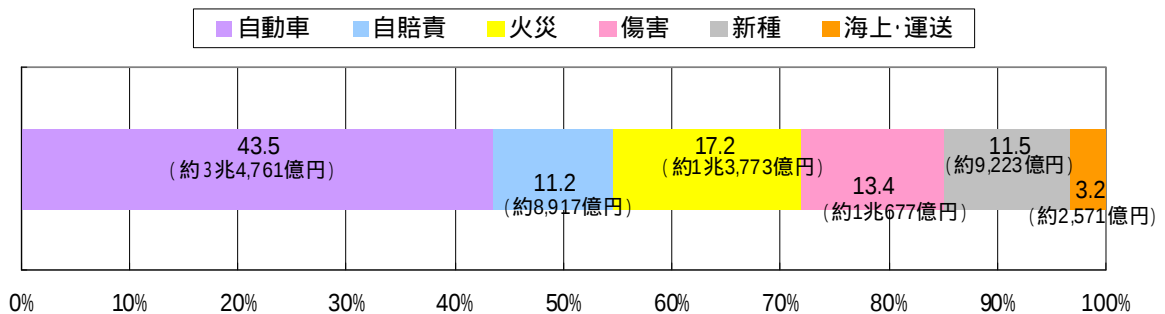


一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。
正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

* 平成23年度の元受正味保険料の保険種目別の内訳は【図37】のとおりであり、自動車保険が43.5%、自賠責保険が11.2%を占めている。なお、新種保険のうち「賠償責任」が約52%（元受正味保険料全体の約6%）を占めている。

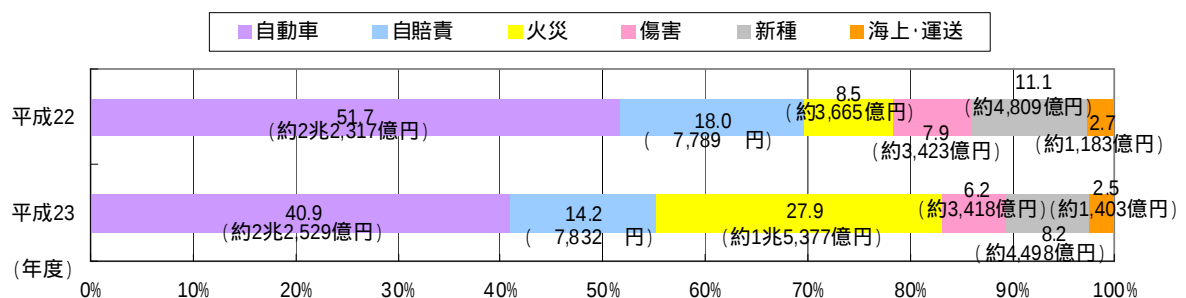
なお、損害保険の正味支払保険金の保険種目別の内訳は【図38】のとおりであり、自動車保険及び自賠責保険の占める割合が大きくなっているが、平成23年度については、前記のとおり、自然災害の影響により、火災保険の支払保険金が急増している。

【図37】 損害保険の元受正味保険料(含む収入積立保険料)の保険種目別構成比(平成23年度)



一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。

【図38】 損害保険の正味支払保険金の保険種目別構成比



一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。

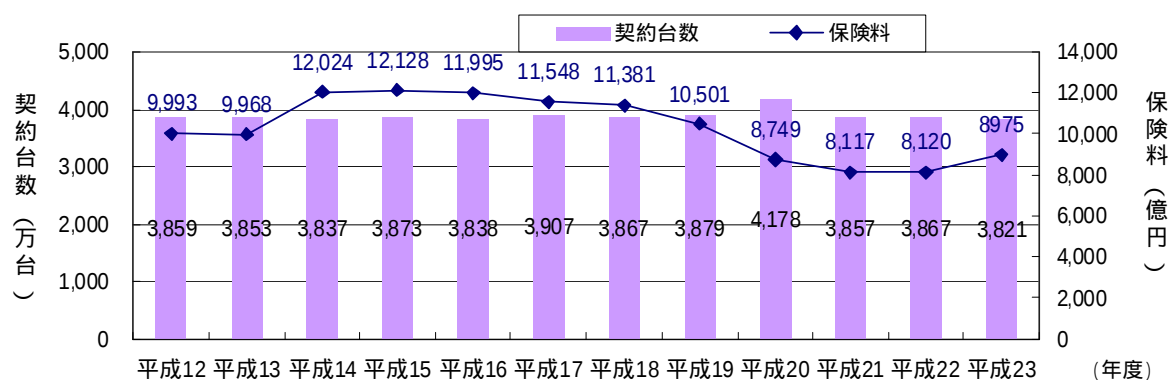
(2) 自動車保険の状況

以上のとおり、我が国の損害保険は、元受正味保険料で8兆円近い規模となっているが、その中でも、交通事故に係る紛争解決プロセスに大きな影響を及ぼす自動車保険が大きな割合を占めている。そこで、以下、自動車保険について、統計データを通じてその状況を概観することとする。

○ 関連する統計データ

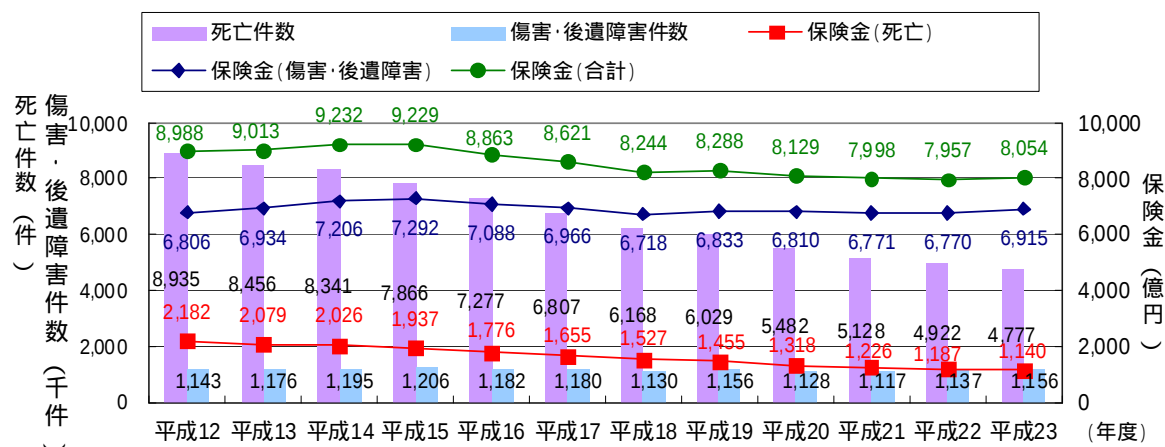
- * 平成23年の交通事故発生件数は、人身事故のみで69万1937件³³に達しており、多数の事故が損害保険を通じて解決されているものと考えられる³⁴。
- * 自賠責保険の収支の推移は【図39】及び【図40】のとおりであり、平成23年度は、年間の収入保険料が約8975億円、支払保険金が約8054億円となっている。なお、自賠責保険から被害者1名に対して支払われた平均支払保険金は約69.4万円、死亡者1名に対する平均支払保険金は約2386万円、負傷者1名に支払われた平均支払保険金は59.8万円となっている（いずれも平成23年度）。

【図39】 自賠責保険の契約台数と保険料の推移



損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成24年度」による。
「契約台数」は万単位で、「保険料」は億円単位で四捨五入した数値である。
「保険料」は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

【図40】 自賠責保険の支払状況



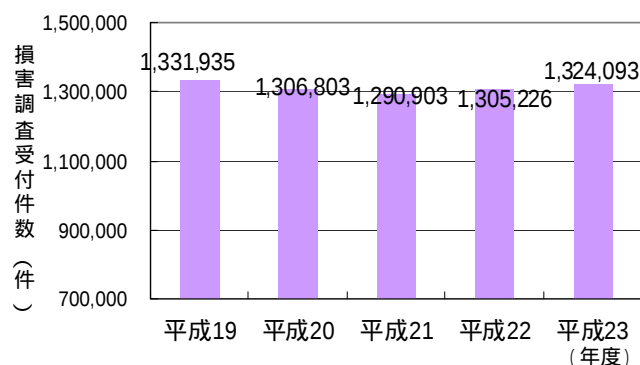
損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成24年度」による。
「傷害・後遺障害件数」は千件単位で、「保険金」は億円単位で四捨五入した数値である。

³³ 前掲3.1.1.2(4)「○ 制度整備の経緯」参照。

³⁴ 一般社団法人日本損害保険協会「経済的損失額からみた交通事故削減への提言 自動車保険データにみる交通事故の実態(2010年4月～2011年3月)」7頁(平成24年)によれば、平成22年度の損害物数の合計(人対車両事故、車両相互事故、車両単独事故の合計)は721万8883件と推計されている(ただし、損害物数とは、事故によって損傷を受けた車両及び構築物等の数であり、事故の件数とイコールではない。)

- * 全自賠責損害調査事務所における損害調査の受付件数は、【図 41】のとおりであり、平成 23 年度は約 132 万件となっている。

【図 41】 自賠責保険損害調査受付件数の推移

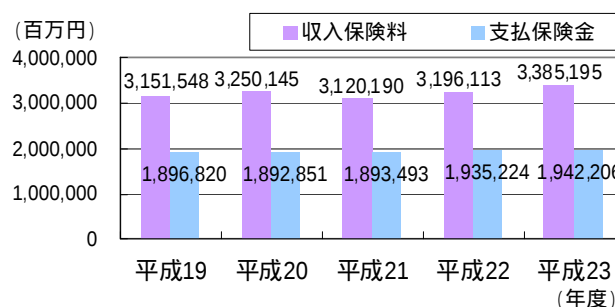


損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成24年度」による。

本表は、上記機構の各自賠責損害調査事務所において受付けた自賠責保険損害調査事案を集計したものである。(全労済、全自共及び交通連を含む。)

- * 任意自動車保険の収支の推移は【図 42】のとおりであり、平成 23 年度の収入保険料は約 3 兆 3852 億円と、支払保険金は約 1 兆 9422 億円となっている。

【図 42】 任意自動車保険の収支の推移



損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成24年度」による。

- * 任意自動車保険の普及率は【表 43】のとおりであり、平成 23 年度の対人賠償及び対物賠償保険の普及率は、いずれも 7 割を超えている。

【表 43】 任意自動車保険の普及率(平成24年 3 月末)

	対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害	車両
付保台数(台)	57,863,842	57,841,069	35,711,935	33,312,774
普及率(%)	73.1	73.1	45.1	42.1

損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成24年度」による。

平成24年 3 月末の保有車両数は「79,112,584」台である。(一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数月報」による。)

「付保台数」は平成24年 3 月末の有効契約台数である。

「保有車両数」、「付保台数」には、原動機付自転車が含まれていない。

「付保台数」には、都道府県不明分及び用途・車種不明分が含まれていない。

(3) 弁護士保険の状況

弁護士保険も法的紛争の動向に大きな影響を与える保険制度であるが、弁護士保険の状況は、前掲 2.1.2.3(3)において検討したとおり、自動車保険の特約が中心ではあるが、L A C の取組等を通じて、普及が広がりつつある。

3.1.2.2 諸外国の状況

我が国の保険制度に関する状況は、諸外国の状況と比較することによって、より一層明確になるものと考えられるので、以下では、諸外国の保険制度の状況について概観する。

(1) 損害保険の全般的状況

○ 関連する統計データ [表 44] 主要国の損害保険料比較 (平成22年)

* 平成 22 年度の主要国の損害保険料は【表 44】のとおりであり、日本は、元受収入保険料の額自体は第 3 位であるが、保険料の対 GDP 割合は 33 位、国民一人当たりの保険料は 20 位となっており、欧米諸国と比較すれば、損害保険に対する支出は少ない。

	元受収入保険料		対 GDP 割合		国民 1 人あたりの保険料	
	金額(百万円)	順位	割合 (%)	順位	金額(円)	順位
アメリカ	57,267,424	1	4.5	4	184,598	3
ドイツ	10,843,074	2	3.7	9	130,309	10
日本	10,108,915	3	2.1	33	79,612	20
イギリス	8,347,455	4	2.9	15	92,004	16
フランス	7,606,614	5	3.1	12	108,388	13
オランダ	6,244,168	6	9.2	1	376,061	1
中国	6,215,878	7	1.3	64	4,591	76
カナダ	5,549,321	8	4.1	7	163,745	5
イタリア	4,537,292	9	2.3	26	68,322	24
韓国	3,756,793	10	4.2	6	76,809	22
スイス	2,022,842	15	4.4	5	257,468	2
デンマーク	906,244	20	3.0	14	143,630	6

一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。

(2) 自動車保険の状況

○ 関連する統計データ³⁵

* 諸外国においても、自動車保険は、損害保険の中で大きな割合を占めており、例えば、アメリカの場合、2010 年の統計では、個人自動車保険が個人保険の約 72%を占めている（個人保険と企業保険を合計した全体に占める割合は約 38%となっている。なお、企業自動車保険が全体に占める割合は約 5%となっている。）。なお、アメリカでは、賠償責任保険も保険料が大きい保険種目であり、契約者の法律上の賠償責任を補償する「その他損害賠償責任保険」が全体に占める割合は 8%を超えている。

(3) 弁護士保険

国外基礎調査においては、弁護士保険の状況について、以下のような事実関係等が指摘された。

○ フランスの状況

- * 弁護士報酬について概観すると、フランスでは、訴訟提起手数料は原則として無料である³⁶。また、弁護士報酬の一般的な報酬基準は存在しないが、弁護士費用も原則として敗訴者が負担する訴訟費用に含まれることとなる³⁷。なお、訴訟の結果によって報酬の有無自体が決まるという意味での成功報酬制度は禁じられている（結果に応じて報酬を加算する内容の合意は可能である。）。
- * フランスにおける弁護士保険は、ここ 10 年ほどの間に急速に広まっており、弁護士保険の総売上高は、2001 年に 4 億 4400 万ユーロであったものが、2005 年には 10 億ユーロに成長している。
- * フランスの弁護士保険では、保険給付を行う保険会社が被保険者に弁護士を紹介し、弁護士報酬も保険会社が決定していたため、保険会社と弁護士との間に利害関係が生じるとの批判がされていた。そこで、2007 年から、被保険者が弁護士を自由に選択できる仕組みが採用されるとともに、報酬額も被保険者と弁護士との間で決定することとされ、保険会社は、報酬額に異議を述べることができるが、自ら積極的に報酬額を決

³⁵ Insurance Information Institute(株式会社損保ジャパン総合研究所)「ザ・ファクトブック 2012 アメリカ損害保険事情」54, 55 頁参照。

³⁶ ただし、法律扶助の拡充(警察留置段階における国選弁護人の関与が認められた。)にともない、2011 年 10 月 1 日以降、裁判所の手続を利用するには、原則、法律扶助の予算財源に充てるための分担金として 35 ユーロを納付することが義務付けられた(訴訟提起手数料を無償とする法律自体は維持されているが、実質的には、一律 35 ユーロの訴訟提起手数料が導入されたと評価し得る。)

³⁷ ただし、敗訴者が弁護士費用の全額を負担するのではなく、裁判所が公平の観点から敗訴当事者に対し、弁護士費用に相当するものについて一定の支払を命じることができるにすぎない。

めることはできなくなった。

○ ドイツの状況

* 弁護士報酬について概観すると、ドイツでは、弁護士費用も敗訴者が負担する訴訟費用に含まれるが、弁護士報酬については、弁護士報酬法に基づき訴額に基づく基準額が決められており、弁護士と依頼者との間で前記の基準額よりも高額な報酬を決めても、敗訴者が負担する弁護士費用は基準額に限られる。なお、成功報酬には様々な規制が加えられているが、成功報酬が利用されること自体が少ない。

* ドイツでは、各種のリスクに備えて保険に加入する国民性などを背景に、弁護士保険が普及・発達しており、その契約件数は、近時、約 2100 万件（ドイツの世帯全体の約 40%）で推移している。なお、弁護士保険の保険料は、1 世帯（4 人家族）を想定した一般的な弁護士保険の場合、年間 150～200 ユーロが相場とされている。

* 弁護士保険による保険収入は、2008 年度では約 32 億ユーロであったが、2011 年度には約 35 億ユーロに増加しており、その市場はなお成長しているといえる。なお、弁護士保険は、保険加入者の約 20%が現実には保険請求をしており、他の保険商品と比較すると利益率が少ない保険商品となっている。

* 保険の対象は、民事紛争に関わるものが広く含まれ、ほとんどの保険で ADR に関する手続の費用も含まれているが、労働紛争や家事関係の紛争（離婚等）は対象に含まれないことが多い。

○ アメリカの状況

* 弁護士報酬について概観すると、アメリカでは、弁護士費用は各自が負担するのが原則となっており、報酬体系としては、タイムチャージのほか、案件単位、固定制、成功報酬などがあり、タイムチャージ制と成功報酬制を組み合わせることで、タイムチャージ部分の単価を通常よりも下げるなど、様々な報酬の定め方がされるようになっている。

* 弁護士保険は、1980 年代から徐々に広がったようであるが、近年はそれほど拡大していないようである。弁護士保険が余り普及しない理由としては、利用できる法的サービスが限られている上、普通の人は離婚事件や簡単な刑事事件くらいしか遭遇することはなく、保険料に見合った利益がないという指摘がある一方で、仮に費用のかかる事件があれば、成功報酬制で委任することが多いからではないかという指摘がある。

3.2 現状を踏まえた意見等

(1) ADR の状況

○ 調査等での指摘

ADR 全般ヒアリングでは、以下のような指摘がされた。

（法務省大臣官房司法法制部担当者からの指摘）

* 認証 ADR については、認証機関全体の合計受理件数は着実に伸びているものの、機関によって実績に顕著な差があるため、利用されていない機関をどうしていくかは課題である。また、認証 ADR の認知度は低く、法務省ではネットニュースへの広告掲載等の広報活動をしているが、認知度の向上も課題である。

* 民間 ADR が裁判所の調停と同じことをやるだけでは魅力が高まらないのではないかと。民間ならではの良さ、例えばニッチな分野、専門的な分野で差別化を図ることができればよいのではないかと。

（日弁連 ADR センター担当者（弁護士）からの指摘）

* 以前に比べ、ADR は相当浸透してきたと思うが、相対交渉が成功しなければ裁判所に持っていくという弁護士も多い。他方、代理人弁護士が ADR の特色である手続の柔軟性等について理解していると、弁護士が依頼者に説明することにより、ADR を利用するメリットについて依頼者の理解が進み、ADR の

申立件数が増加すると思われる。

- * 相談からADRに結びつかない理由がどこにあるかを考える必要があり、紛争を相談にどれだけ結びつけるかに加え、相談からどれだけADRに結びつけるかが課題となる。
- * 弁護士会内や市民におけるADRの認知度の向上、手続実施者の育成や事務局担当者の育成が課題である。
- * 今後、おそらく行政型ADRのニーズはだんだん大きくなるのではないかと。また、行政機関は引き続き弁護士会に助力を要請すると思われる。

（法務省民事局担当者からの指摘）

- * 筆界特定については、新受件数から見て一定のニーズはあると思われる。震災の影響で境界が不明確となっている地域があり、そういった意味でもニーズはある。
- * 事件処理には、処理の迅速性に加え、判断内容の合理性が求められるが、それを実現するために、専門知識の習得や筆界調査委員の意見書の記載方法等について研修を充実させ、手続実施者を育成する必要がある。

○ 検証検討会における意見

- * 多種多様なADR機関が設立されたが、全体的にその利用は低調である。もっとも、申立件数が増加している金融ADRのように、特定の分野についての施策が採られれば利用者のニーズを拾い上げることのできる分野がほかにもあるのではないかとと思われる。
- * 弁護士の感覚では、一般の民事紛争について民間型ADRに持ち込むメリットは余り感じない。多少費用がかかっても、信頼性、公平性の観点から簡易裁判所の民事調停に持ち込むだろう。民事調停については、調停に代わる決定を積極的に活用するなどして裁定機能を強化したり、専門家の調停委員を関与させるなどして紛争解決機能を高めれば、より一層利用が促進されるのではないかと。他方、民間型ADRについては、専門分野に特化してその精度を高めつつ、信頼を確保するという方向で裁判と役割分担をするのがよいのではないかと。
- * 一般的なADRについては、正規の申立件数自体は少ないものの、その前段階に当たる相談や非公式のあっせん等の件数は多数に上り、それにより紛争が解決されている場合も多い。これらのことからすると、一般的なADRでも多くの紛争が解決されているという面もある。
- * アメリカでは、訴訟の増加により裁判所が過度に繁忙になり、悪影響が生じたため裁判所が担う機能の一部を他の機関が代替せざるを得なくなったこと、法的解決は万能ではなく、コミュニティによる非法的解決もあるべきだという考え方があったことからADRが発展したが、上記のような状況にはない我が国では、現状では、裁判所が行うADRである民事調停と、金融ADRのように行政官庁がいわば背後にあるADRが成功しているといえよう。

(2) ADR等が発展する背景

○ 検証検討会における意見

- * 金融ADRや交通ADRの利用が活発なのは、実質的には片面仲裁的な制度になっており、事業者側や保険会社側がADRに応じ調停案や裁定案を受けなければならない仕組みとなっているため、申立人側から見て紛争解決の実効性が非常に高くなっていることによるものと考えられる。こうした仕組みは、一種の業界型ADRによる紛争解決システムとして一つのモデルとなり得るもので、他の分野における紛争解決についても利用できるのではないかと。
- * 金融ADRの場合が典型であるが、行政と業界との関わりが比較的強い分野では、ADRの導入も効果的に行われており、業界と行政の関係は、紛争解決の在り方に大きな影響を与えていると思われる。
- * 公害紛争については、開発を伴う土地売買において土壌汚染が一時大きな問題となったが、公害等調整委

員会が行う原因裁定における調査は、紛争の全体像が分かるので有効である。公害紛争のように原因究明を要する事件類型については、こうした原因究明型のADRが有効だと考えている。

(3) 保険制度の状況について

○ 調査等での指摘

保険制度の基礎調査では、以下のような指摘がされた。

(医師賠償責任保険に造詣の深い弁護士からの指摘)

* 一般に、民事訴訟では、仮に勝訴判決を得たとしても回収可能性が乏しい事案については、訴訟の負担も考慮し、勝訴の見込みがあっても、訴訟提起を断念することがあるが、被告側(医師側)が賠償責任保険に加入している医事関係訴訟においては、判決において医師の責任が認められれば、保険金によって遅延損害金も含めた賠償金を確実に回収することができるため、原告側(患者側)の立場からは、医師に過失があると考えるのであれば、回収可能性を心配することなく訴訟を提起できる。したがって、他の条件が同一であれば、医事紛争における賠償責任保険の存在は、原告側にとって訴訟提起を促進する方向に機能すると考えられる側面もある。

○ 検証検討会における意見

- * 日本でも紛争の解決にはある程度の費用がかかるという感覚が根付いてきていると思われるが、紛争解決のコストに対する意識が変われば、保険が拡充していくのではないか。
- * 交通事故については、保険会社の示談代行により多くの事故が解決されているが、保険会社同士の意向によって解決されてしまい、そのために紛争が埋もれているということはないか留意すべきである。

(4) 裁判所に期待される役割

○ 検証検討会における意見

- * 日常的な紛争については広義のADRを含めてADRで解決し、困難な紛争については裁判所で解決するというように、ADRと裁判所との間では、いわば町の医者と総合病院との間のような役割分担をすることが考えられるのではないか。また、専門的な紛争分野、例えば医事紛争の分野では、裁判では必ずしも捉えきれない患者側、医療側のニーズをくみ取るなどの、ADRが果たし得る役割があるように思われる。
- * 交通紛争や公害紛争の分野では、社会的な問題が生じたときに、裁判制度で対応しようとして非常に苦勞し、最終的には裁判外の紛争解決システムが構築されていったが、こうした制度整備の作業は非常に重要と考えている。
- * 交通紛争が一つのモデルになると思うが、モータリゼーションの発達により交通事故が激増し、紛争が裁判所に大量に持ち込まれると、裁判所は各々について判断を示さなければならなかった。しかし、裁判所の判断基準等をある程度オープンにするなどして、紛争解決の指針がある程度固まってくると、ADRも機能しやすくなった。最近では、弁護士保険を利用して交通紛争に弁護士が関与するようになっている。もっとも、今後、交通紛争がなくなるわけではないし、ADRでは解決できない難しい問題については、引き続き裁判所が判断を示していかなければならないのであり、裁判所としては、そうした問題について質の高い判断を示していくことが求められるのだと思う。
- * 過払金訴訟については、最初から最後まで裁判所が訴訟で対応することとなったが、どこかの時点で裁判外で解決できるような仕組みを考えてもよかったのではないかと考えている。紛争解決の指針を示すのは裁判所の役割であるが、ルーティーンとなったものまで司法権において解決すべきだったのかという問題意識を持っており、どこかの時点で業者側に一定の応諾義務を設けることや調停案の尊重義務を課するような仕組みを設けて、ADRによる解決ができたのではないかと考えている。
- * ADRについて言えば、司法型ADRである調停制度の充実も重要である。訴訟と調停のいずれにおいても、今後は、裁判所の役割がますます増大していくことになるだろう。その前提としての弁護士の役割も大

きく、今後は司法の役割が増大していくのではないと思われる。

- * 社会内の紛争解決の仕組みと裁判手続との役割分担は必要であるが、そのためには、紛争当事者の第一次的アクセスの段階で、裁判所に適した紛争とADR等に適した紛争とを振り分けるようなシステムが必要ではないかと考えている。法テラスは、こうした役割を担うことが期待されていると思われるが、弁護士の活動のほか、市役所や消費者生活センターなどの市民に身近な相談窓口の活動も重要と考えており、様々なところで本来の役割分担が機能するよう、紛争の流れを誘導するシステムが構築されることが望まれる。
- * 様々な紛争を社会全体で適切に処理するには、紛争が裁判所とADR等とに適切に振り分けられることが望ましく、裁判所としても、真に裁判所において解決しなければならない事件に可能な限り集中することで裁判所の機能を発揮するのが望ましい姿と思われる。医事紛争や建築紛争の分野では、裁判外の機関等の取組もあって、裁判所と裁判外の制度等とが連携できているところもあると思うが、他方で、遺産紛争の分野については、裁判所と裁判外の機関等との連携の方向性は見えておらず、家庭裁判所に事件が集中すれば、事件処理に支障を来す事態も懸念されると思う。

3.3 調査結果等の分析

法的紛争一般の動向としては、今後、社会内に潜在化していた法的紛争が顕在化するなどして法的紛争が増加し、また、紛争の複雑化・多様化・先鋭化が進む方向にあるものと評価できるが、こうした紛争を適正・迅速に解決するためには、裁判外で紛争を処理するための制度等がバランスよく整備され、裁判所とも適切に役割分担をして社会全体で紛争を処理することが望ましい。

そこで、ADRと保険制度に着目して裁判外での紛争処理の全般的状況を整理したが、ADRの状況については、広義のADRとして各種相談機関が重要な役割を果たしており、狭義のADRについても、認証ADRや弁護士会ADRが各地に設置されるとともに、専門性が高く、行政との関わりが強い分野などでは、個別分野ごとにADRの整備が進められている。もっとも、一般的な紛争を対象とするADRは活発に利用されているとはいえない。また、家事紛争の分野は、民事紛争とは裁判外での紛争処理に係る状況が異なり、民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況にはなく、専ら家庭裁判所が紛争解決の機能を担っている。司法型ADRである民事調停及び家事調停は、いずれも民間・行政型ADRに比して多くの事件を処理しており、簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしているといえる。

保険制度については、自動車保険をはじめ、賠償責任保険が裁判外での紛争処理において大きな役割を果たしているものと思われ、多様な分野への保険の浸透が望まれよう。また、弁護士保険についても、今後の普及が見込まれるところであり、法的紛争の動向に大きな影響を与える可能性がある。

こうした裁判外の制度等の整備については、民事紛争の分野では、医事・建築の分野で、紛争予防も含めた注目すべき取組や制度の整備が行われており、家事紛争の分野では、少子高齢化の影響を大きく受け、特に紛争の増加や複雑化・先鋭化が見込まれる遺産紛争について、紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止に資する遺言、成年後見制度、信託銀行等の相続関連業務の利用が広がりつつある。このような観点から、次章（後記4.1～4.3）において、上記の各紛争類型について掘り下げた検討を行うこととした。

(1) ADRの状況

○ 相談機関の活動

- * 広義のADRである各種相談機関の状況を見ると、各種相談機関に持ち込まれている相談件数は相当数に

上るが、相談や情報提供等を通じて、何らかの解決にまで至っている事案も多数あり、各種相談機関は、特に紛争解決の初期プロセスにおいて重要な役割を果たしているといえる。

○ 民間・行政型ADR全般の動向

- * 狭義のADRとして、民間・行政型ADRの状況について見ると、認証ADRは100を超え、弁護士会ADRも各地に設置されるなど、多数のADR機関が創設されている。また、交通紛争や公害紛争をはじめとする特定の分野については、各分野において、迅速かつ適切な紛争解決機関の創設を求める社会情勢等を背景に、個別に紛争解決機関が整備されており、近時では、筆界特定制度や金融ADRなど、比較的利用が活発なADR機関も存在する。

もっとも、認証ADRや弁護士会ADR等の一般的な民間型ADRの利用状況は、全般的にみれば決して活発と評価できるものではなく、その事件数も、簡易裁判所における特定調停を除く民事調停事件の新受件数が年間5万件を超える司法型ADRと比較すれば、少ないといわざるを得ない（なお、全認証ADRの平成23年度の受案件数は1352件、全弁護士会ADRの同年度の受案件数は1370件である。）。このような現状を踏まえ、一般的な民事紛争を取り扱う民間型のADRについては、認知度の向上、ADRに対する理解の浸透、財政的基盤の確保、信頼性・公平性の確保、手続主宰者等の人材育成など、様々な課題が指摘されているところである。

- * また、家事紛争の分野については、前記2・3において検討したとおり、急速な高齢化の進行に伴い死亡者数が増加し、遺産紛争が増加することが見込まれることに加え、認知症高齢者の増加、要介護認定率の上昇、相続人の高齢化、少子化・核家族化による世帯の縮小、家族観や家族規範の多様化といった要因は、家庭内での葛藤を生じさせるなどして、遺産紛争を複雑化・先鋭化させるものと考えられ、資産が高齢者に偏在し、かつ、一般に分割に困難を伴う不動産が資産の中心で持ち家率の高い現状からは、遺産紛争の一層の先鋭化が予想される。

このように、家事紛争の分野では、遺産紛争を中心に法的紛争の増加や複雑化・先鋭化が進むことが見込まれるところであり、社会全体で紛争を処理することが望ましいと思われるが、家事紛争に関するADRの全般的な状況について見ると、裁判外の制度等の整備状況は民事紛争と異なり、民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況ではなく、専ら家事調停を中心とする家庭裁判所の手続が家事紛争の解決手段となっているのが現状といえる。

○ 裁判外の制度等が発展する背景事情

- * 交通紛争や公害紛争の分野において制度整備がされた過程を見ると、交通紛争の分野では、昭和40年代にモータリゼーションの発達により交通事故が激増し、多量の訴訟が裁判所に提起されていたことを背景に、裁判外での迅速かつ適切な紛争解決を可能とする制度等の整備に対する要請が高まり、ADRや保険制度を中心とした制度等の整備が進められたものであり、公害紛争の分野では、高度成長の弊害として深刻な公害が社会問題化する中で、公害被害者の迅速かつ適切な救済を図る要請の高まりを受け、公害紛争処理制度の整備が進められたものである。

また、PLセンター、国民生活センターADR、金融ADRなど、個別の分野において紛争解決の制度等が整備されているが、これらは、それぞれの分野において、紛争の予防や迅速かつ適切な紛争解決を実現するための課題についての認識が広がり、こうした認識の広がりや裁判所における事件処理の蓄積等が当該分野の業界や行政を動かし、行政上の施策の中に紛争解決のシステムが組み込まれるなどして、法整備も含め、裁判外の紛争解決制度が整備されたものと考えられる。そして、こうした行政とも密接に関係する業界型ADRについて発展の可能性があることは、検証検討会の委員からも指摘されているところである。

民事陪審を採用するアメリカでは、トライアルに至るまでのコストの問題や、陪審による判断の不確実性の問題から、制度的にADR一般が発展しやすい状況にあるが、我が国においては、民事紛争一般について

A D R等が自然発生的に整備される状況ではなく、特定分野ごとに、制度等の整備を促す一定の背景事情の存在が必要であると考えられる。

- * 家事紛争全般の動向としては、今後、法的紛争が顕在化・増加することが見込まれる中、少子高齢化を中心とする社会の変容や意識の変化等の影響を大きく受け、より一層、紛争の増加圧力が高まるとともに、紛争の複雑化・先鋭化も見込まれるところである。これに対し、家事紛争の分野では民間・行政型A D Rは特に発展しておらず、家事調停・審判が家事紛争の解決において重要な役割を担っているのが現状であり、上記の家事紛争全般の動向も踏まえれば、家事調停をはじめとする家庭裁判所の役割は、今後、ますます重要になるというべきである（もっとも、後に述べるように、近時、紛争の予防や複雑化防止に一定の効果があると思われる遺言等が普及しつつある。）

○ 司法型A D Rの概況

- * 司法型A D Rは、民事調停と家事調停の制度がそれぞれ整備されており、簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしている。
- * 民事調停については、簡易裁判所における特定調停を除く民事調停事件の新受件数は近時年間4、5万件程度で推移しており、民間・行政型A D Rの利用状況と比較すると、一般的な民事紛争の処理において民事調停の果たしている役割は非常に大きいといえる。この点に関し、検証検討会の委員からは、弁護士の感覚では、一般の民事紛争について民間型A D Rに持ち込むメリットは余り感じず、多少費用がかかっても、信頼性、公平性の観点から簡易裁判所の民事調停に持ち込むだろうとの指摘もされているところであり、一般の民事紛争においては、司法型A D Rである民事調停の果たすべき役割が非常に大きいといえよう。
- * 家事調停については、民間・行政型A D Rが直ちに拡充するような状況にはない中で、家事調停が家事紛争における中心的な紛争解決機関として重要な役割を果たしている。その新受件数は増加傾向にあり、平成24年には過去最高の14万1802件に達したが、今後、更に遺産紛争を中心に法的紛争が増加し、かつ、その内容も複雑化・先鋭化することが見込まれるところであるので、家事調停を通じた適正・迅速な紛争解決の要請は、一層高まるものと思われる。さらに、平成25年1月1日から家事事件手続法が施行されたところであり、その趣旨に沿った運用を確立するとともに、これを機に家事調停の運営の在り方を見直し、当事者の納得性の高い紛争解決への要請に応えていくことが求められよう。

(2) 保険の状況について

○ 賠償責任保険について

- * 保険制度の中でも、賠償責任保険は、自動車保険の例からも明らかなとおり、保険金を通じた賠償金の支払によって紛争解決を可能とすることで、裁判外での紛争解決を促進するものといえる。また、次章（後記4.1及び4.2）において検討するが、医事紛争の分野では、医師賠償責任保険が大きな役割を果たしており、建築紛争の分野では、住宅瑕疵担保責任保険がA D Rと組み合わせられる形で制度化されるなど、保険が法的紛争解決において大きな役割を果たしているといえる。

そして、損害保険の普及状況を見ると、自動車保険は広く浸透していることがうかがわれるが、我が国の国民一人当たりの損害保険料は、欧米諸国と比較すると低く、自動車保険に限らず、多様な分野で保険が更に浸透することが望まれるが、保険の紛争解決機能を踏まえると、多様な分野への更なる浸透が望まれるといえよう。

- * 他方で、賠償責任保険が機能すれば、訴訟によって確定した賠償金については、回収可能性についてのリスクがないため、回収のリスクを恐れることなく訴訟を提起できることになり、結果として訴訟提起が促進される側面があることも指摘されているところであり、保険が法的紛争の動向や裁判事件の動向に与える影響については、更に慎重に検討する必要がある。

また、検証検討会の委員からは、交通事故について、保険会社の示談代行により多くの事故が解決され

ているが、保険会社同士の意向によって解決されてしまい、そのために紛争が埋もれているということはないか留意すべきであるとの指摘がされており、真に法的な解決が必要な事案については、適切な紛争解決プロセスにおいて解決されるよう、保険の浸透ないし拡充と併せて、法的アクセスの拡充等も必要となろう。

○ 弁護士保険

* 弁護士保険は、弁護士へのアクセスを確保することで、紛争の法的解決を促進する役割を果たすものであり、法的紛争を顕在化・増加させる要因になり得ることは、前記2.1.3において検討したところであるが、他方で、弁護士保険の普及により紛争の初期段階から弁護士が関与するようになれば、任意交渉やADRの利用など、紛争の実態に応じた多様な紛争解決手段の選択が可能になるとも考えることができる。諸外国の状況を見ると、特にドイツでは、弁護士保険の普及が進んでおり、弁護士保険が紛争を合理的に解決するための社会インフラともいえるべき役割を果たしているとも見ることができよう。

我が国の弁護士保険の状況は、現在のところ、自動車保険の特約として販売されているものがほとんどではあるが、LACの取組等によって販売件数は増加傾向にあり、今後、法曹人口の増加も背景にしながら、弁護士保険の利用件数や対象は拡大していくことが考えられる。したがって、弁護士保険の普及が法的紛争の動向に与える影響については、濫訴が増加する可能性等の問題点にも留意しつつ、その動向を引き続き注視する必要がある。

(3) 課題・展望等

○ 民事紛争についての検討

* 一般に、ADRの目的としては、司法資源の節減、裁判所の負担軽減を図ることができること、裁判による救済の限界を超えた解決を図ることができること、当事者の自立的紛争解決の効率化・合理化を図り、私的自治の充実を期待できることが指摘されているところであるが³⁸、前記2.3のとおり、今後、社会内の法的紛争が顕在化・増加し、その内容も複雑化・多様化することが見込まれることも考慮すると、迅速かつ適切な紛争解決を実現する上で、上記のような目的を持つADRの役割は、より重要になるものと考えられる。

そのような中で、一般的な民事紛争については、ADRは必ずしも十分には浸透しておらず、司法型ADRである民事調停が大きな役割を果たしている現状からすれば、今後も、民事調停の果たすべき役割は重要というべきである。現在、各地の簡易裁判所では、民事調停の紛争解決機能を強化するため、主張の整理と争点整理の在り方、事実認定の在り方、解決案の策定や調停に代わる決定（17条決定）の活用、調停主任裁判官と調停委員との協働の在り方等について、様々な検討及び取組がされているところであり³⁹、今後、増大が見込まれる紛争を民事調停が十分に吸収できるよう、更なる充実強化が求められよう。

また、民間・行政型ADRについては、交通紛争や公害紛争などの個別分野でADRが発展してきたが、近時では、筆界特定制度、国民生活センターADRなどの個別の専門分野における行政型ADRや、金融ADRなどの行政や業界との関わりが比較的強く、かつ、専門性の高い分野の民間型ADRについては、ADRの整備・充実が見られている。今後のADRの在り方としては、時代の要請に応じて、専門分野に特化してその精度を高めるなどして訴訟や民事調停等と役割分担を図りながら、紛争解決機関としての役割を果たしていくことが考えられるところであり、専門分野を中心とした新たなADRの動向については、今後も注視していく必要があろう⁴⁰。

³⁸ 山本和彦ら・前掲1.5.2脚注7・14～16頁参照。

³⁹ 前掲脚注24参照。

⁴⁰ 第4回報告書施策編では、専門的知見を要する事案におけるADRの活用に関し、「ADRの活動の充実」として、「ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、裁判所とADRとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら、検討を進める。」との施策を提示しているが（第4回報告書施策編38頁）、特に専門分野におけるADRには発展の可能性が見られるところであり、更なるADRの活動の充

さらに、各種相談機関での多数の案件が相談や情報提供等によって解決されており、調停・あっせん件数の少ないADR機関においても、実際に多くの相談案件を受け付けている。この点については、検証検討会の委員からも、一般的なADRについては、正規の申立件数自体は少ないものの、その前段階に当たる相談や非公式のあっせん等の件数は多数に上り、それにより紛争が解決されている場合も多く、これらのことからすると、一般的なADRでもADRとして機能している面があるとの指摘がされており、こうした相談を通じての紛争解決機能も含め、ADRの更なる充実が期待される。

- * 以上のとおり、民事紛争については、顕在化・増加し、かつ、複雑化・多様化する紛争をその内容や程度に応じて適切・迅速に解決するためには、裁判所だけではなくADRや保険を中心とした社会内の紛争解決制度が整備され、裁判所と役割分担をしながら機能することが望まれ、特定の分野では、一定の背景事情の存在を前提に、裁判外の紛争処理のための制度等が整備されてきた状況が見て取れるが、特に、医事紛争及び建築紛争の分野では、近時、ADRと保険を中心とした裁判外での紛争処理の仕組みについて、注目すべき取組や制度等の整備が行われている。

このような観点から、社会的要因検証の素材とした医事紛争及び建築紛争について、ADRや保険制度を中心とする裁判外での紛争予防ないし解決のための仕組みの整備状況等に注目しつつ、これら制度等が整備される経緯等の動態的な検討も含めた紛争解決の全体的状況を把握するため、次章（後記4.1及び4.2）において更に掘り下げた検討を行うこととする。

○ 家事紛争についての検討

- * 家事紛争については、民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況にはなく、家事紛争に関する紛争解決を担うのは、現状では、専ら家事調停を中心とする家庭裁判所の諸手続（家事手続案内も含む）となっているが、家事紛争については、少子高齢化を中心とした社会の変容等の影響により、家庭内の紛争の増加・深刻化が見込まれるのであり、発生した紛争が社会内ないし家庭内で解決されることなく、家庭裁判所に集中することも十分に想定されるところである。
- * もっとも、遺産紛争については、紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止に資すると考えられる遺言、成年後見制度、信託銀行等の相続関連業務などの利用が広がりつつあり、これらが適切に用いられることで、社会内ないし家庭内で紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止が図られ、ひいては裁判所における遺産分割事件の適正・迅速な処理にも資するものと期待されるところである。

このような観点から、社会的要因検証の素材とした遺産紛争について、遺言等をはじめとする遺産紛争の予防や適切な解決へ向けた仕組みの動向等に注目しつつ、次章（後記4.3）において更に掘り下げた検証を行うこととする。

< 第3章「裁判外での紛争処理の全般的状況」>

